

令和7年第1回定例会

九十九里町議会会議録

令和7年2月26日 開会

令和7年3月12日 閉会

九十九里町議会

令和7年第1回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (2月26日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	14
松 井 由美子 君	14
谷 川 優 子 君	24
細 田 一 男 君	35
○休会の件	39
○散会の宣告	39

第 2 号 (2月28日)

○議事日程	41
○出席議員	42
○欠席議員	42
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	42

○職務のため出席した者の職氏名	4 3
○開議の宣告	4 4
○議事日程の報告	4 4
○議案第 9 号から議案第 1 6 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
・議案第 9 号 令和 6 年度九十九里町一般会計補正予算（第 9 号）	
・議案第 1 0 号 令和 6 年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 1 1 号 令和 6 年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 1 2 号 令和 6 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 1 3 号 令和 6 年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 1 4 号 令和 6 年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 1 5 号 令和 6 年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 1 6 号 令和 6 年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第 4 号）	
○議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
・議案第 1 7 号 九十九里町犯罪被害者等支援条例の制定について	
○議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
・議案第 1 8 号 九十九里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	
○議案第 1 9 号から議案第 2 0 号及び議案第 2 2 号から議案第 2 3 号の上程、説明、 質疑、討論、採決	6 1
・議案第 1 9 号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
・議案第 2 0 号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	
・議案第 2 2 号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
・議案第 2 3 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	
○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
・議案第 2 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4

・議案第24号 九十九里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
・議案第25号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について	
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
・議案第26号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
・議案第27号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第28号から議案第35号までの上程、説明、質疑、討論、採決	68
・議案第28号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第29号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第30号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第31号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第32号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第33号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第34号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第35号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
・議案第36号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
・発議第1号 九十九里町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○散会の宣告	74

第 3 号 (3月3日)

○議事日程	75
○出席議員	75
○欠席議員	75

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
○職務のため出席した者の職氏名	76
○開議の宣告	77
○議事日程の報告	77
○議案第1号から議案第8号までの上程、説明	77
・議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算	
・議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算	
・議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算	
○休会の件	78
○散会の宣告	78

第 4 号 (3月12日)

○議事日程	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
○職務のため出席した者の職氏名	82
○開議の宣告	83
○議事日程の報告	83
○議案第1号から議案第8号までの質疑、討論、採決	83
・議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算	
・議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算	

- ・ 議案第 6 号 令和 7 年度九十九里町病院事業特別会計予算
- ・ 議案第 7 号 令和 7 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
- ・ 議案第 8 号 令和 7 年度九十九里町ガス事業会計予算

○閉会の宣告	1 1 1
○署名議員	1 1 3

令和7年第1回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月3日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和7年2月26日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和7年第1回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和7年2月26日（水曜日）

令和7年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年2月26日（水）午前9時40分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件

出席議員（14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏝 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君

健康福祉課長	鶴岡正美君	社会福祉課長	鵜澤康子君
農林水産課長	作田延保君	商工観光課長	古関保君
まちづくり課長	麻生雅弘君	会計管理者	小森克彦君
ガス課長	山口義則君	教育委員会 教育事務局長	鐘田貴賜君
教育委員会 事務局主幹	中村勝君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	鈴木克奈君
------	-------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時40分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和7年第1回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（中村義則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 西 村 み ほ 君

12番 細 田 一 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（中村義則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月12日までの15日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第36号の送付があり、これを受理いたしました。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた

者は町長、浅岡厚君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

次に、令和6年度第3回定期監査が2月5日に実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村義則君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回九十九里町議会定例会の開催に当たり、議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

本定例会において、令和7年度九十九里町一般会計及び特別会計予算案、各種条例案、また令和6年度各会計の補正予算案などについて御審議をお願いするところであります。

さて、本町は、来る3月31日に町制施行70周年を迎えます。この節目の年を祝い、先人たちの業績に感謝申し上げるとともに、町の未来を考える機会にするため、既に公募により決定した「波に乗ってけ九十九里」をキャッチフレーズに、様々な記念事業を実施してまいります。事業の実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和7年第1回町議会臨時会以降の主な事業を御報告いたします。

2月11日、山武郡市民駅伝競走大会が山武市蓮沼スポーツプラザ周辺において実施されました。各市町から選抜された小学生から社会人までの代表選手が全9区間、18.3kmにわたりたすきをつなぎました。選手の皆様の健闘をたたえるとともに、関係者の皆様、応援くださいました皆様に心より感謝申し上げます。

2月23日には、2025東金・九十九里波乗りハーフマラソンが開催されました。当日は議員の皆様にも多数御出席いただき、出場選手に温かい御声援を賜りましたことに御礼申し上げます。本町ではペアの部が行われ、ふだん走ることのできない波乗り道路をコースとして、九十九里浜の雄大な景色を楽しんでいただくことができました。本町の魅力を肌で感じていただくよい機会になったものと思います。このようなイベントを通じて、交流人口の増大や

地域の活性化に、これからも取り組んでまいります。

次に、今後の予定となりますが、3月は小・中学校の卒業式とこども園の卒園式が、4月には入学式、入園式が予定されております。次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、新たな門出をお祝いいたします。

加えて、3月30日には宮島池親水公園において九十九里桜フェスティバルが、4月29日の昭和の日には片貝中央海岸において海の安全を祈願する九十九里町海開き式が開催される予定です。本町の観光振興に寄与するイベントとなることを期待しております。

5月17日には、町制施行70周年記念式典を開催いたします。式典では、町政の各分野において功労のあった方を表彰するほか、アトラクションも予定しております。町民の皆様の功績や努力を次の世代につなげ、郷土愛を育み、九十九里町の笑顔あふれる明るい未来の実現に資する事業となるよう計画してまいります。

今後の各行事の実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和7年第1回九十九里町議会定例会に臨むに当たり、町政運営の基本的な考え方について私の所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、国の状況でございますが、令和7年度の当初予算案は、一般会計の総額が3年連続で110兆円を超えて、前年度比2兆9,698億円増の115兆5,415億円で、過去最大となっております。

歳入では、税収が堅調な企業業績などを背景に過去最大の78兆4,400億円となっております。公債金、いわゆる国債は、歳入不足を補うための赤字国債が21兆8,580億円、建設国債が6兆7,910億円、合わせて28兆6,490億円で、歳入全体の4分の1を占めております。

一方、歳出では、社会保障関係費が、高齢化に伴い医療や年金に係る支出の増加や子育て支援の強化などにより、前年度比5,585億円増の38兆2,778億円と過去最大となっており、国債費についても1兆2,089億円増の28兆2,179億円で過去最大という状況でございます。このほか、予備費については、令和6年度に別枠として計上していた原油価格・物価高騰対策分は廃止し、通常分として1兆円を計上しております。

また、地方財政対策として、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税につきましては、令和6年度を2,904億円上回る18兆9,574億円を確保しております。

次に、千葉県の令和7年度の当初予算でございますが、3月に県知事選挙を控えているこ

とから骨格予算として編成され、義務的な経費や継続して推進していく事業などのほか、安全・安心の確立に向けて取り組むべき新規事業費などが計上され、一般会計の総額は2兆1,041億5,000万円となっております。

歳入では、県税が、法人二税が企業利益の増加により166億4,100万円の増、地方消費税が個人消費や商取引の増加により280億6,700万円の増となることなどから、全体では806億1,500万円増の9,991億2,700万円を見込んでおります。

また、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税につきましては、国の動向や税収の増などを踏まえ、240億円減の2,290億円が計上されております。

県債につきましては、建設地方債が215億9,100万円の減額、また臨時財政対策債が皆減となることから、全体では425億9,100万円減の980億4,800万円となっております。

歳出では、社会保障費が、引き続き高齢化の進展や障害福祉サービス利用者の増加に伴い、給付が増えていることなどにより165億3,200万円増の3,728億300万円となっていることのほか、投資的経費が350億6,800万円減の1,811億8,300万円、その他消費的経費が67億9,600万円減の7,054億1,400万円となっております。

また、県債残高は、臨時財政対策債の新規発行額が減少することから、1,138億円減の2兆7,433億円となる見込みでございます。

このような国、県の動向を受け、本町においては第5次九十九里町総合計画前期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年となることから、令和7年度は引き続き計画の将来像を実現する施策を展開しながら、これまでの施策・取組の効果を検証することで、次期後期基本計画、総合戦略へと事業展開を図るための礎となる1年とするとともに、町制施行70周年を契機として、戦略的、積極的な未来への投資により、本町の笑顔あふれる明るい未来を創造するための事業を展開してまいります。

また、私は町長に就任以来、次の4つの理念を町政運営の基本と考えております。

1つ目は「繁栄で活気と笑顔があふれるまちづくり」、2つ目は「健康で活力と笑顔があふれるまちづくり」、3つ目は「教育で知性と笑顔があふれるまちづくり」、4つ目は「安全で安心と笑顔があふれるまちづくり」でございます。

これら4つの理念を具体化するためにも、全庁横断的な視点で施策を構築し、限りある財源を有効に活用する中で、将来世代に過度の負担を残すことのないよう十分留意し、より実効性のある取組を全力で進めてまいります。

1つ目の「繁栄で活気と笑顔があふれるまちづくり」では、地場産業の育成や観光資源の

開発ができる産業・経済対策として、農業関係では、新たに経営発展支援事業補助金を計上し、新規就農者の経営の安定化を支援いたします。水産業では、引き続き国及び県とともに、片貝漁港の整備及び維持を進めるほか、漁業の活性化に向けふるさと納税を活用し、漁業・遊漁船振興事業を実施いたします。

また、いわしの交流センターにおいては、令和7年4月から新たな指定管理者とともに、民間感覚を生かした経営により、さらなる交流人口の増加を図り、観光振興の拠点としての役割を果たしていけるよう運営してまいります。

2つ目の「健康で活力と笑顔があふれるまちづくり」では、元気で地域とともに活躍するとともに、健康で不安なく生活ができる福祉・医療対策として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくりや介護予防、障害福祉サービスの充実に努め、互いに助け合う環境づくりに絶え間なく取り組んでまいります。

また、東千葉メディカルセンターが、救急医療・急性期医療を核とした地域の中核病院としての役割を果たせるよう経営の健全化に努めるとともに、地域の皆様に対し、安定的に医療を提供できるように、引き続き看護師の養成を支援してまいります。

3つ目の「教育で知性と笑顔があふれるまちづくり」では、地域の力による子育て支援や先進の教育による知的な生活ができる子育て・教育対策として、子供たちの教育、保育の充実に努めるため、児童手当について支給対象年齢の引上げなどにより拡充をいたします。

また、町の将来を担う子供たちの教育環境の充実に努めるため、学校再編に係る新校舎の建設に向け、実施設計を策定いたします。

4つ目の「安全で安心と笑顔があふれるまちづくり」では、安心して快適な生活や地域力による防災・防犯ができる生活環境、地域環境対策として、公共交通の継続運行や高齢者の外出手段の確保のためタクシー利用助成金の対象を町内全域といたします。

また、住民の日常生活に密着した橋梁・道路整備を計画的に進めるとともに、増加する空き家等の利活用の促進を図るため、空き家等対策計画を策定するほか、今後高い確率で発生が予測されている南海トラフ地震などによる津波から生命を守るため、津波避難施設を整備いたします。

結びに、本町を取り巻く様々な行政課題に対応するため、「すべてはみんなの笑顔のために」を念頭に置いたまちづくりの推進と持続可能な財政基盤の構築を両立させなければなりません。

九十九里町の笑顔あふれる明るい未来をつくるため、私が先頭に立ち、これまでの前例や

発想にとらわれない大胆な改革に積極果敢に挑戦し、今なすべき町民福祉の向上に力を尽くし、一步でも着実に町政を前進させてまいります。引き続き議員の皆様、住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案について御説明申し上げます。

議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算についてでございますが、総合計画に掲げる将来像と九十九里町の明るい未来の実現に向け、「産業・経済」「福祉・医療」「子育て・教育」「防災・防犯」に対する課題解決に取り組む予算編成としております。

歳入歳出予算の総額は68億3,500万円で、前年度と比較して4億2,700万円の増額予算といたしました。増額の主な要因は、支給対象年齢の引上げ等に伴う児童手当の増額、自立支援給付費の障害福祉サービスの利用の増加に伴う増額、地域手当の支給等に伴う人件費の増額によるものでございます。

議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額は1億3,800万円で、前年度と比較しますと700万円の減額予算といたしました。減額の主な要因は、児童・生徒数の減少のほか、大型備品の整備が完了したことなど、施設管理費の減額によるものでございます。

議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算の総額は19億1,500万円で、前年度と比較しますと2億500万円の減額予算といたしました。減額の主な要因は、被保険者数の減少による療養給付費及び国民健康保険事業費納付金の減額によるものでございます。

議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算の総額は2億8,500万円で、前年度と比較しますと500万円の増額予算といたしました。増額の主な要因は、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行に伴う被保険者数の増加による特定健康診査等委託料及び広域連合納付金の増額によるものでございます。

議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算は20億7,400万円で、前年度と比較して6,800万円の増額予算といたしました。増額の主な要因は、施設系サービス利用者数の増加に伴う介護サービス給付費の増額によるものでございます。

議案第6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額は4億1,893万4,000円で、前年度と比較しますと7,993万4,000円の増額予算といたしました。増額の主な要因は、病院事業債のうち、令和5年度に整備した病院情報システムに

係る元金の返済が令和7年度から始まることにより、起債償還分が増額となったことによるものでございます。

議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、収益的収入の総額は1億4,757万6,000円を、収益的支出の総額は1億5,178万8,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入の総額は1億379万9,000円を、資本的支出の総額は1億379万9,000円を見込んでおります。

議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算についてでございますが、収益的収入の総額は4億997万2,000円を、収益的支出の総額は4億199万2,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入の総額は4,500万1,000円を、資本的支出の総額は9,762万5,000円を見込んでおります。

議案第9号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,587万8,000円を追加し、予算の総額を72億8,841万1,000円とするものでございます。

議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,325万2,000円とするものでございます。

議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ233万3,000円を減額し、予算の総額を21億6,465万8,000円とするものでございます。

議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ384万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,814万9,000円とするものでございます。

議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,041万9,000円とするものでございます。

議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,914万8,000円とするものでございます。

議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてで

ございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額に25万2,000円を増額し、収益的支出の予定額に29万4,000円を増額するものでございます。

議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額に474万5,000円を増額し、収益的支出の予定額に391万6,000円を増額し、また、第4条に定めた資本的支出の予定額から303万7,000円を減額するものでございます。

議案第17号 九十九里町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございますが、犯罪被害者の支援に関する町の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等に対する理解を深めるための啓発活動や見舞金等に関することを定め、犯罪被害者等の負担軽減や被害からの早期回復を支援し、誰もが安心して暮らせることができるよう、本条例を制定するものでございます。

議案第18号 九十九里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてでございますが、職員の能力向上及びキャリア形成を促進し、行政サービスの質の向上を図るため、国の制度に準じた自己啓発休業を導入することに伴い、本条例を制定するものでございます。

議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について、議案第20号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案につきましては、令和6年8月の人事院勧告及び令和6年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、議案第20号にて一般職の職員及び任期付職員の給料表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引上げ及び令和7年4月1日からの地域手当の支給について所要の改正を行います。

この改正に準じ、議案第22号にて特別職の期末手当の支給割合を引き上げるための改正を行います。

また、議案第19号では、町議会議員の期末手当の支給割合を引き上げる改正を特別職に準じて行います。

最後に、議案第23号では、一般職の職員の給料表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引上げ及び地域手当の支給に係る改定を踏まえ、会計年度任用職員についても、これに準じた改定を行い、また、副業人材を導入するため、同人材に係る給料表を追加する改正を行うものでございます。

議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の仕事と育児の両立を促進するため、満9歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子、障害児である子にあっては満15歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が短時間勤務をすることができるよう、千葉県の制度に準じた子育て部分休暇制度を導入することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号 九十九里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの人員配置基準を緩和するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてでございますが、令和6年3月に策定した九十九里町観光振興ビジョンに基づき海岸利用の促進を図るため、九十九里町地先海岸町営駐車場の利用方法、利用料金等を変更する必要があることから、本条例の全部を改正するものでございます。

議案第26号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和6年8月の人事院勧告に準じ、令和7年4月1日から地域手当を支給するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第27号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人口減少、物価高騰によるガス事業経営への影響を鑑み、経営改善に向け、ガス料金を適正な金額に改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第28号から議案第36号の農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、現在の農業委員会委員9名の任期が令和7年4月11日をもって満了となることから、次期委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上が議案の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時半です。

(午前10時16分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◎日程第5 一般質問

○議長（中村義則君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、3番、松井由美子君。

（3番 松井由美子君 登壇）

○3番（松井由美子君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和7年3月定例会において質問させていただきます。

初めに、日本海側を中心に警報級の大雪が続き、雪の影響による死傷者が多数出ております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。これ以上雪による被害が拡大しないことと、早期の復旧を切に願っております。

それでは、最近住民の方々からいただいたお声と、九十九里町公明党の政策ビジョンである安全・安心のまちづくりや子育て支援の充実の観点から質問いたしますので、町長並びに関連課長の明快な答弁をお願いいたします。

1点目に、子育て支援について伺います。

既に誰もが御存じのように、少子化は本町においても切実な問題となっております。少子化の背景には様々な問題がありますが、最近では、令和5年に出産一時金が50万円に引き上げられ、伴走型相談支援として妊婦や子育て家庭に寄り添った相談支援の実施、また本町では、令和6年1月から小・中学校の給食費無償化が開始されました。

このように保護者の経済的負担軽減や子育てに関する精神的な不安を解消するために、国や地方自治体では様々な取組がなされており、子育てにおける環境はよくなりつつあります。

しかし、家庭の状況により課題も多々あります。現在は共稼ぎの家庭が多いものの、内閣府の資料によるとゼロ歳から2歳児までは約6割が自宅保育であるとのこと。その過程では、保護者の病気、家族の介護、冠婚葬祭、育児疲れなどで子供を見られないことも生じます。そのときには、どのような支援ができるかが大変重要だと思います。

そこで伺います。本町における一般型一時預かり事業とは、どのような内容かお聞きします。また、子育てをしている家庭では、突然の保護者の病気など予想外のことも発生します。このような場合において、緊急保育の推進が必要と考えますが、町の見解をお聞かせください。

2点目に、学校施設の整備について伺います。

現在国では、学校体育館の空調設備の整備を加速化しております。昨年12月に文部科学省で行われた記者会見で、あべ文部科学大臣は、令和17年までには95%の整備を目指すとしています。体育館は避難所としても活用されることから、避難所の機能強化が急務です。これを踏まえて、国では新たに空調設備整備臨時特例交付金を実施することとしました。

近年、全国各地で地震、大雨、台風などが多発し激甚化しております。懸念されている南海トラフ巨大地震が発生した場合、千葉県にも津波が来る可能性があり、津波警報が発令された際は、九十九里中学校が避難所となります。万一夏場に多数の方が避難所で過ごすこととなった場合、熱中症などの健康被害につながる可能性が高くなります。

これらの状況から、今回、本町においても国の臨時特例交付金を活用し、九十九里中学校体育館の空調整備をすべきと考えますが、町の見解を伺います。

3点目に、防災対策について。

災害が発生した場合、各課は通常業務と災害関連業務を両立して実施する必要があるため、人手が不足しがちだと言われております。被災者への直接の対応は限られた人数で行うこととなります。したがって、各課の担当業務や発災時の体制について平常時から把握しておき、発災時においても適切な相談、支援、情報提供体制が確保できるように備えておく必要があります。

そこで、本町の災害時における職員体制はどのようになっているのか伺います。

次に、過去の災害時避難所において、水や食料品、衛生用品などが不足したり、備蓄品の状態が悪かったという声が各地で聞かれます。本町では災害時の備蓄品をどのように備え、管理をされているのかお聞かせください。

1回目の質問は以上となります。再質問は自席にて行います。

○議長（中村義則君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、松井由美子議員の御質問にお答えいたします。

なお、学校施設整備についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の本町における一般型一時預かり事業の内容についての御質問ですが、この事業は、常に保育を必要とする状態でない保護者の急な就労や疾病、育児リフレッシュなど、一時的に子供を預かるもので、一般的に一時保育と呼ばれるものでございます。

本町では、とようみこども園において、在園児と一緒に保育を実施しており、年間延べ約120名の方が利用していますが、令和7年度から子育て支援センターの一時保育室を利用し、在園児とは別室で保育を実施します。一時保育を利用するためには、希望日の1週間前までに申込みが必要です。

2点目の緊急保育の推進についての御質問ですが、町では申込み後、すぐに子供を預かる緊急保育の実施はありません。しかしながら、利用の申込みにつきましては1週間前までを基本としますが、緊急の場合は前日の申込みまで条件はありますが、柔軟に対応していく予定でございます。今後もニーズを把握し、利便性を高めてまいります。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の災害時における職員体制についての御質問ですが、災害時における職員の体制につきましては、地域防災計画において、それぞれの災害に応じた体制基準を設定しており、その災害に対応できる適切な職員配備体制を構築しております。

2点目の災害時の備蓄用品についての御質問ですが、備蓄用品につきましては、災害時の物資の備蓄に関する方針に基づき、避難所で必要となる生活必需品及び災害時に使用する防災資機材などを備蓄しております。

また、備蓄品の点検を定期的実施し、計画的な入替えを行い、品質の管理及び機能の維持に努めております。

以上で、松井由美子議員からの御質問に対する、私からの答弁といたします。

○議 長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 松井由美子議員からの御質問のうち、私からは学校施設整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の臨時特例交付金を活用した九十九里中学校体育館の空調整備についての御質問ですが、体育館は生徒たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用さ

れることから、その機能を強化させることは教育委員会として重要な課題と捉えております。整備に当たっては、国による令和6年度補正予算により、新たに空調設備整備臨時特例交付金が創設されたところであり、事業実施に向け財政面においても力強い後押しを受けたと認識しているところであります。

しかしながら、本交付金の活用に当たっては、断熱性の確保が要件であること。また、学校再編計画による新校舎建設など控えておくことから、事業実施に当たってはバランスを考慮し、最適なタイミングを見いだしてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上で、松井由美子議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。町長並びに教育長、御答弁ありがとうございました。

それではまず、私から子育て支援について再質問いたします。

一時預かり事業についてです。急な就労や疾病、育児リフレッシュとありますが、利用できる回数は制限があるのでしょうか。また、1日に預かる子供の人数は決まっているのかお聞きします。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鶴澤康子君。

○社会福祉課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

利用できる回数の制限はあります。また、保護者の事情によって回数に違いがあります。保護者が就労の場合は週3回、疾病、介護等は月7回、育児リフレッシュの場合は月2回と決まっております。1日に預かる子供の人数につきましては、通常保育とは異なりますので、児童の状況や保育士の配置基準を考慮し、現在は3名までとしております。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。分かりました。ありがとうございました。

再々質問をいたします。

1日に預かる子供の人数が3名ということでございますが、保護者が希望されたとおりに対応できていますでしょうか。ほかの自治体では、空きがないなどの理由で希望どおりにいかないということを聞いたことがあります。また、世間では、保育士の不足が問題になっていますけれども、本町におきましては保育士の不足などなく配置をされているのか、お聞か

してください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鶴澤康子君。

○社会福祉課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

本年度につきましては、現在までにおいて1日3名を超える利用の申込みはなく、会計年度任用職員1名を雇用し対応しております。町立こども園全体の保育士につきましても、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準による保育士の配置基準が遵守されており、安全・安心な保育が提供できるように体制を整えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございます。

本年度では空きがなかったということではなくて、希望どおりに対応ができているということでございますね。そして、本町においては保育士の不足もなく体制が整っているというふうに伺いまして安心いたしました。

次に、緊急保育の推進について再質問いたします。

利用の申込みが1週間前までということでございますけれども、保護者の体調不良等は1週間前から予測ができるものではなくて、突然起こることも多々ございます。また、家族が急に体調不良になり子供を見られなくなることもあると思います。近くに身内がない方、身内をお願いするも都合がつかないなど、そういったときには当事者にとって本当に困ることで、この件につきましては、住民の方からも御相談があり、緊急に保育が必要になったときに、もっと柔軟に対応してもらいたいとの要望がありました。

令和7年度から前日の申込みまで条件はあるものの柔軟に対応するといったことですが、その条件とはどのようなことか教えてください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鶴澤康子君。

○社会福祉課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

一時保育の利用に関しては、お預かりする子供の状況、例えば、アレルギーの有無や健康状態を把握する観点から、1週間前までに申込みをすることを基本としております。急な場合の条件といたしましては、今現在一時保育を実施しているこども園と、令和7年度から一時保育を実施を予定している子育て支援センターの保育士を交え、調整しているところでございます。条件など詳細が決まりましたら、広報やホームページなどを活用し、周知してまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。ありがとうございます。

先ほど町長答弁にもございましたけれども、緊急の場合、条件はあるものの前日からお申込みが可能となるように前向きに調整しているということを伺いました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、再々質問いたします。

先ほど令和7年度から柔軟に対応していくということですが、具体的にはいつ頃を予定していますでしょうか。また、周知について、広報やホームページなどでのということでしたが、子供さんを見ている場合、忙しくてつい見過ごしてしまうといったことがあるかと思えます。

したがって、保護者に対しまして、個別に周知をする形を取ったほうがよいと思えますけれども、この点のお考えもお聞かせください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えいたします。

在園児と別室でお預かりする一時保育事業については、令和7年4月から実施をいたします。申込み時期や条件等につきましても、4月からの実施に向け調整をしております。また、一時保育事業については、母子手帳の交付時や出産時、出産後の4か月に実施しているこんにちは赤ちゃん訪問を活用し、個別に周知をしているところでございます。御家族やより多くの方に理解していただけるよう、広報やホームページの内容を工夫し、事業の周知を図っていきたく考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。分かりました。個別の周知を、ぜひよろしくお願いいたします。

本件につきましてまとめますと、一時保育事業については各自治体で実施しているようですけれども、私を知る限りではやはり1週間前までの申込みというところが多いようです。

緊急保育については、子供さんや保育士の状況など様々な調整が必要であり、緊急で預かるのはなかなか難しいのが現状のようです。

その中でも本町では、一步柔軟に対応できるよう調整を進めていただいております、大きな前進につながると思います。引き続き安全・安心の保育の提供もよろしくお願いたします。

また、周知についてですが、調整後、詳細が決まってからということで結構なんですけれども、答弁は結構ですけれども、今現在、町のホームページに一般型一時預かり事業についてというふうに記載がございますけれども、私も拝見したんですが、内容について具体的な記載がないことがございまして、分かりづらいので、ぜひその点も整いましたら改善をお願いいたします。

また、本町ではすばらしい公式LINEがあります。もっとLINEで子育て支援のことを周知したり、LINEでの、これはきっちりと安定した状況になってからという先の話になるかと思いますが、一時保育の予約等もできたら子育て世代の方には使いやすいかなというふうに思っております。ぜひ前向きに御検討いただきますようお願い申し上げます。そして、若い世代の方が子育てしやすい町だというふうに思っていて、長く住み続けていただけるように願っております。

本件についての質問を終わります。

続きまして、学校施設設備について再質問いたします。

先ほど事業実施に当たっては、バランスを考慮し、最適なタイミングを見いだしてまいりたいとの御答弁をいただきました。2月17日の全員協議会において、統合小学校及び中学校新設校舎の配置についての御説明をいただきました。

その中で、中学校の体育館はそのまま使用すると伺いました。建て替えではなく、そのまま使用を続けるのであれば、国からの交付金を活用して空調整備を推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鑓田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

先ほどから国の交付金でございますが、補助時限は令和15年度まででございます。

また、先ほど教育長答弁でも申し上げたとおり、本交付金の活用にあたっては、体育館の断熱性の検証、確保が必須要件となっております。

学校再編計画では、既存校舎を解体し、外構など整備する予定としておることから、現在の体育館と新校舎建設後の体育館では、日照などの条件環境が異なることが見込まれておるところでございます。

交付金の補助事業を見据えた中で、断熱性の検証時期や学校建設による財政負担などを十

分に考慮し、検討してまいりますので御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございました。確かに断熱性の確保や日照条件など検討すべき点は多々あると思います。

しかし、長期的な地球温暖化の影響によって、今後もさらに気温が上昇する可能性が高いとの専門家の意見も聞かれます。子供たちにとっても、また避難所となった場合も、現状のまま使用することは非常に苛酷なことです。

先ほど教育長から、避難所としての機能を強化することは重要な課題であり、国からの新たな補助金が創設されたことは、財政面でも力強い後押しを受けたとの御答弁をいただきました。国では加速化を推進し、各地方自治体も体育館への空調整備は拡大していく流れとなってきました。本町でも小・中学校が統合となったときには、快適に体育館が使用できるよう、この機会にぜひ臨時特例交付金を活用した九十九里中学校体育館の空調整備を強く要望いたしまして、本件についての質問を終わります。

続きまして、防災対策について再質問いたします。

初めに、災害時における職員の体制についてでございます。

多発している災害に備え、内閣府男女共同参画局では、自治体向けに防災・復興ガイドラインを作成し、その中に避難所運営のリーダー、サブリーダーなど3割以上を女性にすることを促進しています。

そこで、本町での避難所の女性職員の配置はどのようになっているか伺います。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

本町において避難所を開設する際には、九十九里町地域防災計画及び九十九里町災害対策マニュアルにより、あらかじめ定められた担当部署がその対応に当たることとしており、女性職員も含め避難所の開設や初期運営に従事することとしております。

また、令和6年4月に発足いたしました九十九里町消防団女性部の後方支援も構築されており、女性の視点からの災害対応にも配慮しており、昨年12月には的確かつスムーズな避難所運営ができるよう自主防災組織と町消防団女性部を対象に避難所の設営訓練も実施しております。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございます。

再々質問いたします。

町消防団女性部が発足したことは大変力強いことだと思います。既に自主防災組織との避難所設営訓練もされているということでございますね。そして、女性消防団についてですが、もう少し具体的に町女性消防団はどのような支援をされるのか。また、過去の被災地では、避難所の担当者が男性が多くて、女性が必要な物資をもらいに行ったり、女性が要望を出しづらいという声があったそうです。避難所に女性が誰もいなくなるようなことがないよう配置されているのか伺います。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、まず消防団女性部はどのような支援をされるのかとの御質問でございますが、町消防団女性部による災害発生時の支援につきましては、消防団長の命により食糧補給等の後方支援、それから避難所における全般的な運営補助をしていただくこととなっております。

次に、避難所に女性が誰もいなくなるようなことがないよう配慮されているのかとの御質問でございますが、町長答弁にございましたが、それぞれの計画に基づき災害に応じた職員配備体制が確立されており、避難所及び自主避難所を開設した際には、女性が誰もいなくなるように配慮しております。

なお、避難所の運営については、職員が携わるのではなく、自主運営ということで避難をされてきた方々、またはそういった方々が主体となって避難所運営をすることから、女性職員に頼ることはないように、今後も周知をしていきたいと思っております。

なお、職員でございますけれども、避難が長期化する場合には、様々な要因により女性職員の継続的な配置が難しくなる場合も当然ございます。このようなことから、議員も女性の立場ということから避難所運営に参加していただき、女性の視点からの御意見等をいただきますと、我々職員も非常に心強く、今後の避難所運営にもお役立てできるかと思っておりますので、ぜひとも御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございます。

災害は起こらないにこしたことはないんですけども、私もできることをしっかりと協力

して推進していきたいと思えます。今後も、女性消防団を含めて配置の推進をよろしく願
いいたします。

次に、災害時の備蓄品について再質問いたします。

備蓄品について、女性が使用する衛生用品が不足して困ったという新聞記事や報道を
耳にすることがございます。本町では、女性や子供、高齢者が必要としている備蓄品は備え
ているのか、お聞かせください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

女性用の備蓄につきましては衛生用品、子供には各種サイズの紙おむつ並びに液体ミルク、
高齢者には紙おむつのほかに尿漏れパッド、手すり付簡易トイレなどを備蓄しております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 備えをしてあるということで安心いたしました。

では、再々質問でございますが、備蓄用品の準備には、やはり女性の視点ということで女
性の意見を聞いてそろえているのか。また、備蓄用品の点検、入替えはどのくらいの頻度で
実施しているのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

備蓄用品につきましては、女性職員、それから町消防団女性部などの意見を伺って対応し
ております。また、備蓄用品の点検につきましては、年に一度実施しておりますが、台風な
どの災害が予見される際には、その都度事前に実施しております。

また、生活必需品など消費期限が設定されているものにつきましては、常に必要数を確保
できるよう、期限に余裕を持った入替えを図っております。

なお、今後備蓄物資の状況につきましては、災害対策法の改正が見込まれており、地方自
治体に対し、年1回公表をすることが義務づけられるようでございます。本町においても、
引き続き適正な維持管理に努めるとともに、備蓄状況の見える化を図ってまいります。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございます。

能登半島地震では避難所の環境が問題となって、女性や高齢者の困り事や避難所の改善点

など、多くの要望が寄せられたと聞いています。

今後とも避難所運営において、女性の能力や意見を生かせる体制の推進をよろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。町長並びに教育長、担当課長、御答弁ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

（午前11時05分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時58分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、14番、谷川優子君。

（14番 谷川優子君 登壇）

○14番（谷川優子君） 谷川です。住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和7年3月議会の一般質問を行います。

大項目1点目は、ジェンダー平等社会についてお伺いいたします。

特に、ジェンダーの視点で政策や計画が必要だと思えます。今の日本のジェンダー・ギャップ指数を見ると、日本は146か国中111位と先進国の中でもまさに最低レベルです。ジェンダー平等社会に向けて改善が求められています。

性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が認証し、医療や公的住宅への入居問題など解決するパートナーシップ制度、これは2015年に東京都渋谷区と世田谷区で初めて導入されました。また、パートナーシップ制度の制定を求める請願、陳情の取組や全国5か所の結婚の自由を全ての人にと求め、2019年に起こった訴訟を背景に急速に広がってきました。2023年5月には325自治体で導入され、人口の7割以上の地域に広がり、2024年4月1日時点でのパートナーシップ制度導入は456自治体となっています。

ジェンダー平等の前進を求める声と運動はパートナーシップ制度だけではなく、男女賃金格差の公表制度などを求め、2022年7月には301人以上働いている企業に公表義務づけが実

現されました。誰もが性別にかかわらず、個人の尊厳が大切にされ、自分らしく生きられるジェンダー平等の社会が求められています。

お伺いします。ジェンダー平等に向けた施策の推進についてお伺いいたします。

私は、ジェンダー平等については、この問題については、令和3年の12月定例議会と令和6年の3月議会にも一般質問をしています。この間多くの自治体がジェンダー平等社会の実現に向けて動いています。ジェンダー平等に向けた施策の推進について、町長の見解をお伺いします。

小項目2番目、個人の人権を尊重する同性パートナーシップ制度の創設についてお伺いいたします。

令和6年3月の定例議会の中で、町長は性の多様性が尊重され、性自認及び性的指向を理由とする偏見及び差別がなく多様な生き方が選択できる社会の実現に向けた取組であると。また、本制度の導入は、町のイメージアップにもつながるため、先進自治体の取組も調査研究をしていくと。このような前向きな回答をいただいたと思います。その後、パートナーシップ制度の創設に対しての町長の考え、お聞かせください。

小項目3、教育委員会にお伺いいたします。多様な性自認に関する教職員の十分な研修についてお伺いいたします。

2023年12月19日に男女共同参画に性別や障害の有無、また性的指向など多様性が尊重される社会を目指す条例が県議会で可決されたと思います。多様な児童・生徒への対応や、また研修についてお答えください。

4番目、生徒の事情に配慮した対応について、具体的にお答えいただきたいと思います。

大項目2点目、九十九里町の町営住宅が住民の住宅セーフティーネットとしての役割を果たすことを求め、町長にお伺いいたします。

住宅セーフティーネットの根幹である町営住宅が、住民にとって安心できる住まいとなることが求められています。また、公営住宅法の第3条では、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないと、地方自治体に公営住宅の供給を義務づけています。

お伺いします。町営住宅の役割についての町長の認識をお答えください。

小項目2番目、町営住宅をどのように今後存続していくのかお答えください。

3番目。今後、住民のニーズに合った町営住宅の計画があるのかお答えください。

大項目3、子ども食堂への支援についてお伺いします。

貧困は子供の成長の可能性を阻むだけでなく、次の世代に引き継がれる危険をつくり出している。そういう点でも、日本の未来にとって重大な問題です。貧困の状態にある家庭で育つ18歳未満の子供の割合を示す貧困率は11.5%。これは2021年時点で11.5%です。中でも深刻なのが独り親世帯で貧困率44.5%、独り親家庭の半数の子供が貧困状態にあることを示しています。

内閣府が2021年に行った子供の貧困調査は、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子供の学習・生活・心理など様々な面に影響を受けていること、収入のより低い世帯、独り親世帯が親子とも多くの困難に直面していることが明らかになりました。

独り親世帯は、新型コロナウイルス感染の影響、さらに近年の物価高騰によって、さらに厳しい状況に直面させられています。深刻な貧困と格差の拡大を生み出し、広げたのは自己責任論を振りまき、働くルールを壊し、低賃金で働く非正規雇用の労働者を増やした。また、その反面、軍事費を増大させる一方で、社会保障を削減してきた政府の施策であります。

日本の家庭分野の社会支出は、対GDPで国内総生産比で比べても1.7%、イギリスで2.4%、スウェーデンは3.4%、フランス2.7%、ドイツ2.4%に比べても極めて低い水準です。憲法第25条では、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すること、国は社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上と増進に努めなければならないと、このようにうたっています。

子どもの権利条約は、子供の最善の利益を主として考慮することを基本として、子供の生存権、発達の権利を保障した上で、子供の身体的、精神的、道徳的、社会的な発達のために、相当な生活水準についての権利を指定しています。

子ども食堂は、無料または低額で食事を提供する地域住民の中心の活動です。地域の子ども食堂関係の皆さんの声を受け止め、子ども食堂の運営に補助を行っている自治体も数多くあります。民間の協力も必要ですが、行政としてのできることをあると思います。

お伺いします。子ども食堂の役割や認識について、町長のお考えをお聞かせください。

2番目、財政的な支援、場所の提供などについて、どのように考えているのか。

3番目、子ども食堂のまた、そういった周知もどのようにされようとしているのかお答えください。

再質問は自席で行います。

○議 長（中村義則君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町 長（浅岡 厚君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

なお、ジェンダー平等実現社会についての3点目、多様な性自認に関する教職員への十分な研修についてと、4点目、生徒の事情に配慮した対応ができているのかとの御質問につきましては、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ジェンダー平等実現社会についての御質問にお答えいたします。

1点目のジェンダー平等に向けた施策の推進についての御質問ですが、千葉県では、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる県づくりを進めていくため、千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例を制定しております。本町でも先進自治体の取組状況など参考にしながら、千葉県と連携し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

2点目の個人の人権を尊重する同性パートナーシップ制度の創設についての御質問ですが、令和7年1月1日時点で全国のパートナーシップ制度導入自治体は484団体であり、千葉県内では、千葉市など13市となっております。本制度を導入することで、当事者にとって広く社会的承認を得るための後押しとなる一方で、制度に関し様々な意見があることも認識しております。

本町における本制度の導入につきましては、引き続き調査研究を行い、慎重に対応してまいります。

次に、町営住宅の存続についての御質問にお答えいたします。

1点目の町営住宅の役割についての御質問ですが、町営住宅は、住宅確保に困窮している低所得者に対して、低額な家賃で賃貸することを目的とする住宅でございます。現在の利用状況は、栗生団地1戸、片貝東団地7戸に入居し利用されております。

2点目の町営住宅をどのように存続していくのかと、3点目の住民のニーズに合った町営住宅の計画はあるのかとの御質問ですが、関連がありますので一括してお答えいたします。

栗生・片貝東団地の2団地とも建築から44年が経過し、栗生団地は建物基礎部分の劣化が見られ、入居者につきましては、片貝東団地へ移動予定でございます。また、片貝東団地につきましては、適正な維持管理を行い、存続していく予定でございます。

今後は、町公共施設等マネジメント推進本部での意見を踏まえながら、町の現状に合った方向性を考え、どの方法が最良なのか、他自治体の事例も参考にしながら検討してまいりた

いと考えております。

次に、子ども食堂への支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の子ども食堂の役割や重要性について町長の認識はどの御質問ですが、子ども食堂は食事を提供し、貧困の子供を支援するという役割があるだけではなく、居場所のない子供が安心して過ごすことができる場所であり、支援を必要とする子供を知ることができる重要な役割を担う場所でもあると認識しております。

2点目の財政的な支援や場所の提供などについての御質問ですが、今回、町では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、支援金を交付することとしております。

また、子ども食堂が長く続くよう、食糧支援が行える関係機関を紹介するとともに、企業から出る助成金などの情報提供を実施しております。

場所などの提供につきましては、町公共施設の使用条件や保健所の許可などを精査し、可能であれば積極的に協力してまいります。

3点目の子ども食堂の周知についての御質問ですが、毎月広報くじゅうくりに掲載日及び食材の寄附のお願いを掲載しているほか、主催者からチラシの配布依頼があった場合には、小・中学校やこども園を通じて保護者への配布など可能な限り協力しております。

以上で、谷川優子議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは、多様な性自認に関する教職員への十分な研修について及び生徒の事情に配慮した対応ができているのかの御質問にお答えいたします。

1点目の多様な性自認に関する教職員への十分な研修についての御質問ですが、世界的にも多様な性自認が認められるようになってきている中、性的マイノリティーを理由に、学校でいじめに遭うなどの事例が報告されております。

各学校において、このような状況を踏まえ、これからの国際社会を生きる児童・生徒に多様な性自認について正しく理解させ、差別や偏見のない社会の形成者としての資質や能力を育てることが求められています。

千葉県教育委員会では、昨年6月に小・中学校の人権教育担当対象の学校人権教育研究協議会地区別協議会において、性自認等に関する研修を行い、本町の各小・中学校の担当者が多様な性自認について学びました。

今後は、この人権教育担当者を中心に、各小・中学校において研修を進めていくこととしております。

続いて、2点目の生徒の事情に配慮した対応ができているのかの御質問ですが、性自認に該当する児童・生徒が在籍する場合は、その児童・生徒の心情等を重視し、不安や悩みに寄り添い、教職員がよき理解者になるよう配慮しています。また、そのような児童・生徒に対するいじめや差別を許さない生徒指導、人権教育等を徹底しています。

今後も一人一人の状況に応じて、児童・生徒が不安を抱いたり、不当な扱いを受けたりすることがないように十分に配慮し、保護者の思いや願いも大切にしながら個別最適な対応に努めます。

以上で、谷川優子議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

ジェンダー平等に向けた施策の推進についての再質問を行います。

町長は、令和6年のときの私の先ほど言ったように、一般質問の中で、性の多様性が尊重されるようなそういった社会形成していきたいというようなお答えいただいたんですけども、そのときに調査研究してと、そういった回答だったんですよ。今もそうなんだけれども、近隣自治体の調査とかなんとかじゃなくて、町長自身がそういうパートナーシップ制度の創設をいつ頃やるつもりなのか、何の調査をしているのか。当初に比べたら7割の自治体がパートナーシップ制度の導入をしていると。人口カバー率だと80%、つまりそういった自治体の人口、要するにパートナーシップ制度を取り入れている人口の割合だと思うんですけども、これ以上何も、調査するって何を調査するのかな。具体的にちょっと教えてください。

○議 長（中村義則君） 谷川議員、今パートナーシップ制度の話も混ぜてされていましたが、これは1番、2番を一緒に。1番、2番、今の再質問が、ちょっと話が絡んじやっているんですけども、これ2番のほうで答えてもらっちゃっていいんですか。

○14番（谷川優子君） いや、結局前日も町長の必要だと思っていると。町として。

○議 長（中村義則君） じゃちょっと暫時休憩します。

（午後 1時22分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議 長（中村義則君） それでは、社会福祉課長、鶴澤康子君。

○社会福祉課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

本年1月1日現在、千葉県内では約3割の自治体でパートナーシップ制度を導入、または導入予定となっているとのことです。導入済みの自治体においては、当事者団体からの要望や議会への陳情を契機に検討を始めたということでございました。また、導入済みの13市はいずれも要綱で定めており、このうちの10市についてはパブリックコメントを実施しております。

婚姻制度と同等の効力がなくとも自治体が認めることに希望を感じるなど賛成意見がある一方で、多様性を尊重するものでなければ制度導入に対する反対意見も公平にされるべきだ、結婚の価値を相対的に下げることにつながるなどの意見を寄せられたということでございます。

制度を導入することで、町が何ができるのか、当事者にとってどのようなメリットがあるのかなどを慎重に考え、今後、時間をかけて議論していかなければならないと考えております。

制度の導入に向けては、他の自治体を参考に引き続き調査をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 今のお答えに対しての再々質問になると思うんですけども、動向を見るとか、じゃ町としてのそういったまちづくりの中だと思うんですね。こういうこと全てが。まちづくりの中で、そういう人たちを含めて、多様性を含めて、町としてどうするかということが私は肝腎だと思うんです。とにかく調査どうこうじゃなくて、町として、まちづくりの一環として、これをどういうふうに捉えるかというのが、町の町長の姿勢だと思うのね。それを前向きにきちんと対処していただきたいと思います。

次に、1の3で質問いたしました教育委員会の多様な性自認に関する教職員の十分な研修、お答えいただいたんですけども、そういった中で、研修を具体的にどのように実際の学校現場でやられているのか。それをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えいたします。

先ほどの教育長答弁にもございましたが、昨年6月に各小・中学校の人権教育担当者が千葉県教育委員会主催の研修を受講しました。参加した人権教育担当者が中心となり、各小・

中学校で研修を行っていく予定です。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

やはり、今まで私たちは過去において家庭科は男子生徒、あるいは女子生徒が別な縫製や何かをやるということに学んできましたけれども、やっぱりそういった中で、研修を進めていく中で、本町の現状だとか課題があったら教えてください。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えいたします。

本町の課題等ということですが、先ほど申しました人権教育等に関しましては、各小・中学校での状況を踏まえてという形になるわけなんですけれども、現状では、このことに対しての問題点等は出ておりません。

しかしながら、この問題は人権教育に関する非常に重要なことですので、研修を学んできた担当者が中心となって、順次校内研修を行っていくと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 生徒の事情に配慮した対応についての再質問をさせていただきます。

今まで私も、学校での対応については何度か質問はしていますが、例えば、更衣室の問題だとか、トイレの問題、そういった問題に対して、生徒にはどのように具体的な配慮をしているのか。性自認って、例えば女性の体でも気持ちは男性だとか、男の子だとか、そういったことで、トイレに行くにも、着替えするにも、一緒にそういったのが大変だと、本人にとっては負担になる。そういった問題も今起きていると思うんですけれども、そういった生徒に対しての配慮というのは、現実的にどのようにやられているのか。服装も含めて、体操服だとか。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えいたします。

生徒の実情に合わせた対応ということなんですけれども、例えばトイレにつきましては、職員トイレであるとか、多目的トイレ等の使用が考えられます。また、更衣につきましては、保健室などの利用が考えられます。ただし、当該児童・生徒が有する違和感の強弱には個人差があることや意識の変化がある場合もあることから、本人の希望に合わせた対応をしてお

ります。

また、学校での具体的な対応としましては、児童・生徒の呼び名は全てさん付けで呼ぶこと、男女混合名簿を使うこと、性別によって表記の際に黒と赤など色分けしないこと、中学校の学生服についてはスラックスを導入するなど、性別にとらわれず着用できるデザインにしていることなどが挙げられます。

さらに、千葉県では、当事者等が抱えている性自認等に関する不安や悩み等を電話やメールで受け付ける相談窓口を創設しております。それにつきましては、既に各小・中学校に周知済みでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 私も中学の入学式かな、スラックスをはいた女子生徒さんがいたので、そういったところは配慮されているなどは感じたんですけども、前も言ったように、やはり多目的トイレじゃないけれども、要するに男子のトイレ、女子トイレではない、そういったトイレの設置も考えていかなければいけないと思うんですけども、最後にそれ1点だけお答えください。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、令和12年4月開校の小・中学校新校舎をただいま建設に向け進んでおるところでございます。新校舎になるまで、あと5年ほどでございますが、今ある校舎に改造するといったことについては、財政的にあまりプラスではないというような考えの中から、今設計段階にある新校舎につきましては、多目的トイレを含めてジェンダー対策をしながら設計してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 町営住宅の存続についての再質問をいたします。

先ほど言ったと思うんですけども、町営住宅が住民に安心できる住まいでなければならぬと、地方自治体に公営住宅の住宅セーフティネット、安全や安心の提供、今の町営住宅で安心・安全と、本当にそういうふうに答えられるのか。

やっぱり住民が、この町営住宅が今後どういうふうになっているのかという、はっきりとした計画が示されていないと、大変住んでいる人にしてみれば不安を感じていると思うので、

そういった今後の計画だとか、今、傷んでいるほうの住宅はそのまま壊すというような話は度々聞いていますが、住宅計画がはっきり示されていないと思うんです。ただそれだけでは、その計画があったらちょっと簡単に説明してください。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午後 1時35分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時37分）

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） 答えいたします。

町営住宅の計画についてのことですが、今後において、公共施設等マネジメント推進本部において、町営住宅の存続、解体、建て替えや家賃補助などの具体的な方向性を協議する予定でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 結局、住んでいる住民からのアンケートが計画全体の中でも生かされているか、今までそういったアンケートを取ったかどうかを、詳しく最後にお伺いします。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） 答えいたします。

アンケートを行ったかどうかの御質問ですが、町営住宅の入居者に対するアンケートや要望についての調査については行っておりません。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 今後、このアンケートについての住民からのニーズや何か、アンケートや何かを取る計画はあるのかどうか。

○議 長（中村義則君） 谷川議員、もう回数来ちゃっているので、申し訳ないので。

○14番（谷川優子君） それだけお願いします。

○議 長（中村義則君） それだけお願いしますじゃなくて。いいです、答えなくて。

次に進んでもらっていいでしょうか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 子ども食堂の支援について再質問をいたします。

子ども食堂は大変重要な役割を果たしているというのは、先ほども申し上げましたけれども、町として財政的な支援というのは具体的に考えているのかどうか。

○議長（中村義則君） 2番の質問でよろしいということですね。

社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

今回、国が総合経済対策として打ち出した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、子ども食堂を運営する事業者に対し支援金を交付することといたしました。

国や企業からの助成制度もありますので、引き続き町から支援金を交付するという形ではなく、情報提供やネットワークづくりの後方支援をすることが重要であると考えております。

新たに子ども食堂を始める方については、支援金という方法ではなくて、運営開始に当たっての相談や活動周知について積極的に協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

やはり、ぜひそういう子ども食堂がいろんな区域にできるような、そういった対応をしていただきたいと思います。今、物価高騰で大変な状況の中で子育てしているわけなので、そういった少しでも町が支援するように、最後に強くお願いいたしまして、終わります。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は1時50分をお願いします。

（午後 1時41分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時49分）

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、12番、細田一男君。

（12番 細田一男君 登壇）

○12番（細田一男君） 12番、細田です。令和7年第1回定例会において、通告してありますいわしの交流センター（海の駅九十九里）の指定管理について、3項目にわたり一般質問を行います。

世界を見渡すと、ロシアによるウクライナ侵略は2月24日で開始から3年となり、重大な局面を迎えております。米国のトランプ大統領は就任して1か月、ロシアのプーチン大統領との停戦交渉に乗り出したが、ロシアの暴挙に対し、欧米や日本などは一致して立ち向かおうという構図は一変しました。米ロの接近、米国と欧州の亀裂という新たな情勢は、プーチン氏の思惑どおりの展開をたどっており、国際秩序に深刻な打撃をもたらす危険な状況であります。

国内では通常国会が開会されており、与党・自民党・公明党、石破政権は、さきの衆議院選挙で大敗を喫し、単独過半数は獲得できず、予算審議において野党から多種多様な政策や予算の要望を受け入れなければ予算の成立、承認が遂行されず、要望・要求を受け入れなければならない状況、立場に立たされており、石破総理の手腕が問われる国会となっております。

それでは質問に入ります。

1点目のいわし交流センター（海の駅九十九里）の指定管理者についてであります。去る10月11日、指定管理者選考審査会が開催され、新しい指定管理者が選考され、12月定例会において議会の承認を得ました。新しい運営・取組が提案されておりますが、管理運営業務の範囲はどのようになっておりますか。

2点目に、施設の構築・整備などに予算が必要と思われませんが、どのように考えておりますか。

3点目に、施設を整備する事業を行うには用地が必要になるかと思いますが、確保はできておりますか。

以上、3点について答弁を求めます。再質問については自席にて行います。

○議長（中村義則君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

いわしの交流センター（海の駅九十九里）の指定管理についての御質問にお答えいたします。

1点目の海の駅の指定管理者が変更・交代になり、新しい運営・取組が提案されておりますが、管理運営業務の範囲はどのようにになりますかとの御質問ですが、海の駅九十九里は令和7年4月1日より新たな指定管理者となり、運営していくこととなりました。

管理運営業務の範囲につきましては、いわしの交流センター指定管理業務仕様書に基づき業務を行うことが定められており、業務内容としましては、施設の運営、維持管理に関する業務や物販等に関する業務、また企画提案事業に関する業務となり、従前と変更はございません。

2点目の施設の構築・整備などに予算が必要と思いますが、どのように考えておりますかとの御質問ですが、施設の維持に必要な整備につきましては、町が必要予算を計上し、長寿命化を図ってまいります。

指定管理者が事業提案した施設整備をする場合につきましては、指定管理者が費用を負担するものでございます。

3点目の施設を整備するには用地が必要になるが確保はできておりますかとの御質問ですが、施設を整備する内容につきましては、町が行う整備と指定管理者が行う整備があり、整備に当たっての用地の確保は、町が県に申請し許可をいただき、用地を確保するものでございます。

今回、指定管理者が行う整備につきましては、町から県に申請し、用地の確保はできております。

以上で、細田一男議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田。御答弁ありがとうございました。

1点目の管理運営業務の範囲についてであります。業務内容として、施設の運営、維持管理に関する業務や物販等に関する業務、また企画提案事業に関する業務となり、従前と変更はございませんとの答弁ですが、今回の指定管理者選考に当たり、すばらしい計画提案が提示されたから採用されたと言われております。

資料を見ると、バーベキュー、浜焼きができる施設の構築、キッチンカーを呼ぶ、ドッグランの整備、屋外テントサウナ設置、イベントができる屋外ステージの構築、設置などが提案されておりますが、このような提案要望は10年前にスタートしてから、私は何度となく要望を提案してきましたが、答弁は、予算がありません、土地が借りられませんの繰り返しでありました。

私は、指定管理者の業務範囲は施設内だけだと思っておりました。以前より私が申し上げているとおり、施設外にも目を向けていただけることになり、今回、施設外の整備を通していただけるようになったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今回業務範囲を施設外にも目を向けていただき、指定管理者が提案する施設外の整備をしていただけるものとなっております。

以上です。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 分かりました。御答弁ありがとうございます。

次に、2点目の施設の構築・整備などに予算が必要と思いますがの答弁に対する再質問を行います。

施設の維持に必要な整備につきましては、町が予算を計上し、長寿命化を図っていくと。指定管理者が事業提案した施設整備をする場合は、指定管理者が費用を負担するとのことですが、先ほど申し上げた5つの計画提案に費用を負担していただけるのですか、どうか。御答弁をお願いします。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

先ほどの5点の事業につきましては、指定管理者が事業提案しておりますので、指定管理者の費用によって整備するということとなります。

以上です。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田。

ということは、5つの計画提案が出されているんですけども、その提案計画に全て費用を負担していただけると、そういう解釈でよろしいのか。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

そのとおりです。

以上です。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 確認すると、計画提案は5つぐらいを出したんだけど、全てやるか、やらないかはまだ決まっていないというような話があるんだけど、今の答弁では、5つ全てに費用を出してくれると、そういうことでよろしいのかな。

○議長（中村義則君） 細田議員、3回目になっちゃっていますので、答えは。

次の質問にってください。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

3点目の施設を整備するには用地が必要になる。確保はできておるのかの答弁に対し、再質問を行います。

用地の確保については、町は県に申請し、許可をいただき、用地を確保するものであり、今回指定管理者が行う整備につきましては、町から申請し、用地の確保ができておりますとの答弁であります。何月何日に申請をし、何月何日、許可が下りていますか。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えします。

1月24日に指定管理者のほうから依頼を受けて、その先については早急にやったんですが、今ちょっと資料のほうは手持ちがないので、後ほど回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

1月というと、この1月かな。私は今まで、海の駅の設立にも力を入れていたんですけども、当時我々は漁業関係者との取引等もあるんだけど、漁港用地を使うには漁業関係者じゃなければ用地は借りられないと、そういう認識であったんですが、今回、町が申請して、町が借りられるという、そういう判断でよろしいのかな。

○議長（中村義則君） いいですか。もう3回目になりますけれども、よろしいでしょうか、それで。

商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

以前より漁業関係者だけではなく、町のほうから申請を出せば借りられたというような仕組みになっております。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ありがとうございます。質問をまとめます。

12月定例会でも申し上げましたが、町の税収を生む施設としていわしの交流センター（海の駅）を建設し、運営してきました。出店業者が納める指定管理手数料は税収に代わるものであり、何度も申し上げておりますが、本社は九十九里町にある業者であれば、当然法人税として町に納税します。今回決まった業者は、本社は神奈川県厚木市にあり、当然厚木市、神奈川県に納税します。町は、法人税、地方交付税の収入が減収となります。

町の令和7年度の予算書の歳入を見ると、一般会計予算総額68億3,500万円であり、自主財源であります町税は14億2,900万円、地方交付税は21億2,500万円であり、残りは国、県からの交付金や支出金、あるいは繰入金です。

大事なことは、地方交付税は21億、それはかなりの減収になるんじゃないかということは予想されると、私は思っております。

税収が落ち込んでいる中で、これからもこのような行政運営を続けていくように受け止めておりますが、落胆の念を強く感じております。

以上で質問を終わります。

◎日程第6 休会の件

○議長（中村義則君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

2月27日は議案調査のため休会としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、2月27日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

2月28日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時06分

令和7年第1回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和7年2月28日（金曜日）

令和7年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年2月28日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 9号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）
議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）
議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）
議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 2 議案第17号 九十九里町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 九十九里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第24号 九十九里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第25号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の全

部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 26 号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 27 号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 28 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第 29 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第 30 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第 31 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第 32 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第 33 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第 34 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第 35 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第 11 議案第 36 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第 12 発議第 1 号 九十九里町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員 (14名)

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鏑 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 浅 岡 厚 君 副 町 長 藤 原 慎 君

教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君
農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり 課 長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガ ス 課 長	山 口 義 則 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	鐘 田 貴 賜 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

- 議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（中村義則君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

- ◎日程第1 議案第 9号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）
議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）
議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）
議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）

- 議 長（中村義則君） 日程第1、議案第9号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）、議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）、議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

議案第9号から議案第16号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) 住民課長、古川紀行君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) 健康福祉課長、鶴岡正美君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) 農林水産課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) ガス課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) 暫時休憩します。

再開は10時40分です。

(午前10時24分)

○議 長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時39分)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 14番、谷川です。一般会計から何点かお伺いいたします。

ページ13ページの款16県支出金の中で、国民健康保険基盤安定負担金、これが507万3,000円の減額になっていて、この基盤安定というのは、やっぱり所得の低い世帯数が多いところだと思うんですけども、これはちょっともう少し詳しく聞かせていただければと思います。

○議長（中村義則君） 申し訳ないです。谷川議員、もう一度1回目の質問のところをお願いしていいですか。

○14番（谷川優子君） はい。基盤安定について、この国民健康保険基盤安定負担金。

○議長（中村義則君） 13ページですよ。

○14番（谷川優子君） 13ページ、款16県支出金のこの基盤安定の部分。

○議長（中村義則君） 13ページの一番下ですよ。

○14番（谷川優子君） 一番下です。とにかくこの県支出金について、159万6,000円という金額が出ているけれども、その基盤安定というのは、要は、要するに低所得者の多い自治体に基盤安定ということで、支援金として出ていると思うんですけども、県から出ているわけでしょう。県から出ている、今回その基盤安定に関しての県の支出金の金額がどのようになっているのか、詳しく聞かせてください。

というのは、やっぱり所得の低い人たちが増えていけば、この基盤安定が増えているわけ。そういうもんですよ、基盤安定って。国からも県からも出ていると思うんですけども、その推移について教えていただきたいと思います。分かります。いいですか。

もし数字や何かはまだ手元に資料がないというんでしたら、後でメールで送っていただいてもいいです。

20ページの社会福祉総務費の中で、19節の扶助費、訓練給付費等が766万1,000円、グループホーム運営事業費が286万というふうになっているんですけども、これはたしか受ける人が増えたということだと思うんですけども、その内容、数字が分かれば教えていただきたいと思います。

それも、もし手元に数字がないようでしたら、あとでメールで送っていただいても結構なんですけれども、できればこういう席できちんと教えていただきたい。

23ページの款、衛生費ね。節の12、委託費12、マイナス320万6,000円というふうに出ていますよね。これが要するに、結核検診あるいはがん関係、そういったところが委託料を含めてマイナスになっている。委託料は75万9,000円だから、これは減ってはいないんですけども、こういった受診者が減っていると。その減っている、人数が減っているのか、受診をする人が少なくなっているのか、そこを教えてください。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3点ですね。

住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 私からは、県支出金のほうの国民健康保険基盤安定負担金159万6,000円の主な増額の理由ということでよろしいかと思うんですが、こちらにつきましては、軽減対象者数は減っているものの、7割軽減人数が増加していること、また、軽減した額の基礎となる国の算定する1人当たりの保険税が6万763円から6万6,776円へと上昇している、このための増額となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鶴澤康子君。

○社会福祉課長（鶴澤康子君） 私からは、20ページ、3款1項1目の社会福祉総務費、19節扶助費の増額補正について御説明させていただきます。

まず、訓練等給付費につきましては、社会福祉サービス利用者と利用料、それぞれが増加になっております。内容といたしましては、共同生活援助、グループホームに入居されている方ですけれども、こちらが31名から36名、5名ほど増加。就労移行支援が3名から4名、1名増加。就労継続支援A型が9名から10名の1名増加ということで、人数の増加とともに、利用料が増えたものでございます。

続いて、障害者グループホーム運営費事業費の286万8,000円の増加につきましては、施設のほうに、9社ほど運営費のほうを補助しているんですけれども、こちらは補助単価のほうで改正したということにより増額となっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） 私からは、ページ23ページ、4款衛生費のうち、12節委託料の中で、結核検診やがん検診等の受診者数の動向、状況ということでの御質問だと思いますので、そちらについて御回答させていただきます。

まず、受診者につきましては、対象者のほうは、人口減少に伴いまして、それにより減少はしているかとは思いますが、それに伴って、例えば結核検診につきましては、昨年度1,778人だったものが今年度は1,787人、状況によってはこちらのほうは若干増えております。

がん検診のほう、こちらのほう、いろいろあるんですが、例えば胃がん検診のほうですと、昨年度が358人、今年度が353人、大腸のほうで昨年度は996人、今年度が960人と若干減少し

ている状況でございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。1点だけお聞きします。

ページ数は22ページになります。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費の中で、18節負担金補助及び交付金の中で、施設型給付費負担金、教育標準が13万1,000円、また、施設型給付費負担金、保育標準17万4,000円、そして地域型保育給付費負担金23万8,000円、私立管外保育委託費負担金については、私立管外に行かれた方がいるのかなと想像できますけれども、この負担金の内訳を教えてくださいと思います。お願いします。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

こちらの負担金、補助及び交付金につきましては、施設が保護者負担金を受けて、その差額を町に請求してくるもので、一番上の施設型給付費負担金につきましては、町外の認定こども園に通っているお子さんについて、こちら3名おります。施設型給付費負担金については、管外保育を行っている保護者さんについて1名、地域型保育給付費負担金については、小規模認可保育園に1名、私立管外保育委託料につきましては1名いるところでございます。合計6名の保護者に対して支援するということになっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 私が聞いているのは、これ、人数じゃなくて、その負担金が補正で増額された意味を、この内訳を教えてくださいということを行っているんです。よろしく願いいたします。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。失礼いたしました。

管外委託料の公定価格の変更に伴うものになっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。すみません、私も1点ちょっとお伺いさせていた

できます。

ページ18ページ、6目企画費の22節償還金利子及び割引料、過年度国庫補助金返還金で515万8,000円ありますけれども、これ、物価高騰ということで伺いましたけれども、国に返還する分ですよ。せつかく物価高騰でお金入ってきているのに、515万も返すというのは、どういう理由でそうなったのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、この返還金につきましては、国に返還するものでございます。内容につきましては、令和5年度に予算化されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の精算によるものでございます。

内容でございますが、このときの交付金につきましては、低所得世帯に対する7万円の給付、あるいは地方が独自にできます推奨事業メニューについて、予算措置がされたものでございます。

返還の内訳でございますが、主なものは低所得世帯の7万円頂戴した分の精算、これは対象の人数が見込みより少なかったという部分、あるいはシステム改修の費用の差額、あるいは職員の時間外手当の残額、こういったもので返還をしております。

推奨事業メニューにつきましては、主なものは、商品券を町民の皆様方に5,000円ずつお配りをいたしました。この中で、交付の対象、当初1万4,537名分と見込みましたが、これ実際に交付はされているんですが、お使いになられた方が1万3,984人、およそ率にしますと96.2%の使用率ということで、交付があったものの、実際にお使いにならなかった方がいらっしゃったというところが大きな減額の要因でございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

せつかく国から補助金来たものを、返すよりは使って、皆さん町民のために使っていただくのが一番なんで、人件費とシステムのこととはちょっと置いて、対象者の人数が少なかったというか、申込みが少なかったのかな、分からない、そういうこととか、商品券の件、お配りしたけれども、使っていないというのがあることも残念だなと思っていますので、町のほうでは皆さんのために使っていただきたいと思ってやっつけてくださったんですけども、やっぱり500万も返すのはちょっともったいないかなと思って、その分何かに使えたら

いいなと思いましたが、質問させていただきました。

また、このように国のほうから補助と交付金が入った場合は、しっかり精査していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

質問というよりちょっと確認したいんですけども、本冊の26、27にまたがっているんですけども、26の中に7款土木費、4目の橋りょう維持費、補正前は1億5,000万、補正はマイナスの4,500万で、補正額の財源内訳を見ると、国庫支出金になっているんですけども、5,000万がマイナス。説明欄を見ると、委託料と工事請負費の合計が約4,500万になると思うんですけども、その説明の中を見ると、全部マイナスということになっているんですけども、これは工事をやりたかったけれども、やらなかったのか、やれなかったのか、その理由。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

まず、国庫補助金のマイナスですが、この補助金については、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁補修事業に係るもので、今年度の対象として、橋梁の補修工事、設計業務及び定期点検業務の補助金でありまして、要望額8,022万3,000円に対して、内示割れによる2,941万7,000円で、補助金が確定したことによる減額となります。

歳出についてですが、まず、1段目の設計積算書作成業務委託料の減額209万8,000円についてですが、設計書の作成業務委託料と施工管理業務委託料については、国の補助金による後田橋及び細屋敷川3号橋補修工事に伴う業務委託料であり、執行残の減額によるものでございます。

次に、施工管理業務委託についてですが、それについても先ほど今、御説明したとおりでございます。

橋りょう調査測量設計業務委託料の減額、364万2,000円の減額については、令和7年度に補修工事を実施するための片貝地先にある浜川4号橋梁補修設計業務委託料でありまして、入札による執行残額を減額するものでございます。

次に、工事請負費の橋りょう補修工事ですが、これについても国の道路メンテナンス事業により実施する後田橋及び細屋敷川3号橋補修工事の工事請負費であり、入札による執行残額を減額するものでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

ということは、町内何か所かの橋梁の維持費の中で、何か所かの業務をやって、その残りがマイナスになったと、そういう理解でいいのかな。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

今年度におきましては、補修工事に限ってですが、今年度の補助金が内示割れにより確定したことによって、橋梁2橋に対して、早急に補修が必要な箇所を優先に工事額を確定させるための減額となります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） 7番、鏑田です。

補正予算書の6ページ、継続費補正についてお伺いします。ここで補正前と補正後で、約1億減額になっているんですけども、これまで何かの機会にあるいは伺ったかもしれませんが、改めてこの減額の理由についてと伺いますか、当初こういうふうに設計を計画していたけれども、それをこういうふうに変更したので、1億減額になったというような御説明がいただければと。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

補正前の金額2億9,225万5,000円、こちらは設計をする際に見積りを取った際、この金額であったと。補正後の1億9,078万5,000円は、実際に入札にて落ちた金額でございますので、差額については、単なる入札差金というようにでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算(第9号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を原案のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の採決をいたします。

議案第15号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の採決をいたします。

議案第16号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第4号)を原案のとおり決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時06分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

○議長(中村義則君) 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長(鏑田貴賜君) 先ほど、鏑田貴俊議員からの御質問の中で私、入札差金と申し上げましたが、契約差金の誤りでしたので、訂正しておわびさせていただきます。

◎日程第2 議案第17号 九十九里町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第2、議案第17号 九十九里町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 九十九里町犯罪被害者等支援条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第18号 九十九里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議 長（中村義則君） 日程第3、議案第18号 九十九里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

大変すばらしい条例だと思います。ただ、自己啓発等という、なかなかこれ難しいことだと思うんですけども、期間が2年ないし3年、大学の場合は2年ですか、外国の活動については3年、その後再申請もできるというふうに伺っております。この間の給料等はそのままの号でいいんですかね。3年の間に多少の号俸は変わるんですか、それとも、そのままなんですかね。

それと、私が今ちょっと懸念しているのは、自分が自己啓発ということにこだわらない、

町のためによその市町村に行って勉強してくると。これはそんな長い期間必要じゃなくて、1週間とか10日とか、長ければ一月、二月、そういう範囲内で勉強する機会をつくる必要じゃないかなと思うんですよね。この長期の2年や3年にこだわらないで、そういう方法も考えられると思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、給与等の保障でございますが、休業という条例でございますので、保障はございません。それから、他市町村への研修ということになりますと、これは派遣という形になるかと思っておりますので、そういった派遣制度を使つての勉強ということも考えられると思えます。

以上です。

○議長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

今の総務課長の答弁で納得はするところですが、派遣といいますと、何だかね。だから、派遣ではなくて、おまえ、どうだよというような、例えば、こういうことについて勉強をしてきたいからということで、そういう申請を上げてもらう。町長が、おお、これならいいじゃないか、町長がそれで気に入れば、町長独断でもそういう形が取れたら、本当にすばらしいんじゃないかなと思うんですけれどもね。町長、どうですか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 高橋議員のお気持ちもよく分かります。職員のレベルアップ、他市町村の動向を視察するという意味では、かなり有効な方法だと思います。しかしながら、休業という立場を使つて派遣されますと、給与面等々のこともありますし、関係市町村であれば、派遣という制度を使つての職員意識の向上を図ることがベストじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 町長、浅岡厚君。

○町長（浅岡 厚君） 御質問ありがとうございます。

職員の中でそのような場合があった場合、規則等を鑑みながら、最善を尽くしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

ぜひ前向きにどうか、いい方向で検討をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

自己啓発に対するこういった研修、別に私も悪いことだとは思いません。ただ、今のこの人数で、ぎりぎりでやっていて、こういう法令だけでできて、私はあまり、むしろ私は行政のほうにお願いしたいのは、もっと職員の数を増やしてもらって、十分に住民が満足するよなそういった対応、そのほうがよっぽど私、啓発になると思うんですね。

だから、もしこういった、要するに行ってもいいですよ。ただし、給料は保障しませんよという今の内容ですと、じゃ、本当にみんながいや、私も行きたいというふうになった場合の職員をどうやって手当てをする、そこまで考えているのか、どうなのか、お答えください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

谷川議員おっしゃるとおり、職員、多ければ多くいたほうがいいと思いますが、なかなかここ数年募集をして職員採用を図っておるところですが、多くの方の募集が見受けられないというのが現在の現状であります。

そういったことも含めまして、確かに研修に行った場合の職員の不足分ということになるんですが、その辺はお互い協力し合いながら、当面職務に遂行していただくとということとなりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 今でも男性の育児休暇だとか、本来取らなきゃいけない休暇が取れないような状況の中でやっていて、こういったものをつくることによって、余計職員の人たちにとって圧迫になるんじゃないかと。やらなきゃやらなくていいことですよということなんでしょうけれども、だったら何のためにこういう条例をつくるのか。

今の九十九里町の職員の定数って、他市町村に比べても少ないと思うんですけども、人口割合からしてどうなんでしょうか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 条例から職員の定数ということに飛んでおりますけれども、職員の定数につきましては、現在161名を目指しております。しかしながら、現在151名ということで、約10名ほど職員が不足しているというのが現状でございます。

ほかの市町村と比べてはということですが、市町村には様々な条件がありますので、一概にこれだけの人口規模、予算規模、こういった事業内容というところで比較するのが非常に難しいかなというふうに思います。

先ほど来、谷川議員がおっしゃっているとおり、研修で職員が不足となった場合、長期にわたる場合には、そこには会計年度等を採用しながら、業務に当たっていければというふうに思います。

ただ、資格を取得したいという職員は現におりますので、そういったことの意向も含めまして、今回制定をしておりますので、そこは職員の資質の向上を図るためのものだということで御理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） 7番、鏑田です。

この条例の制定後の運用について質問させてください。この第4条で、教育対象になる教育施設、ここでいうと、2年ということからすると、専門職大学、いわゆる専門学校、あるいは短期大学というのが該当になると思うんですが、それら全てが試験があるのかどうかも私把握していないんですが、例えばこれを利用しようという場合に、任命権者の承認を得てから受験するのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

範囲は一応2年と定めておりますけれども、特に必要な場合には、3年の範囲内ということもあります。当然休業ですので、任命権者の許可が必要となります。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） 私が伺ったのは、任命権者から承認を得てから受験したら、実は受験外れちゃいましたというケースもあろうかと思ってちょっと伺ったんですけれども、

その分はいいです。

あと、この第2条についてちょっと質問させてください。ここでは、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるということで、この前提条件が今、谷川議員の意見にも多少触れますけれども、前提条件が悩ましい。人員配置にあまり余裕がないとなかなか難しいというところがあると思うんですが、私はこれは本人が希望して、終了後、公務の遂行に役立つということであれば、個人的には例えば福祉関係だとか、あるいは建設技術だとか、その辺に有用じゃないかというふうには思えるんですけども、そこで、町としては申請があって、そういう条件を整えば、当面、年度内に1名程度の承認していくとか、そういう方向性なお考えがあるのかどうか、その辺をお伺いしたい。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

先ほど、大学に受験して合格してからか、その前かということですが、受験するのは個人の判断で受験いただいて結構でございます。その後、合格したということであれば、その時点で休業、この制度を使って学校へ通うということになります。

年間の申込者数ということでよろしいでしょうか。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

(午前11時26分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

年度にどのくらいの職員ということですが、希望があれば、その状況、そういったことも考えまして、許可は出していきたいというふうに考えております。なお、この条例制定されますと、規則のほうでももう少し詳しくうたわせていただきまして、この休業条例を使いまして取得した資格等があった場合には、向こう5年間は他への離職はさせないような、そういった方法も含めて今検討しておりますので、そういったところも含めての条例制定ということで御理解いただきたいと思っております。

○議 長（中村義則君） 7番、鏝田貴俊君。

○7番（鏝田貴俊君） 7番、鏝田です。

今の御答弁で、今後規則とかで細かいところを詰めていくということですが、仮に2名とか、複数の申請があった場合に、じゃ、選考する方法とか、難しい問題も出てくると思うんですが、ただ、いずれにしても、先ほど来出たかもしれません。自己啓発のモチベーション、それからこれをやってそういう実際に該当している人がいるんだよということになると、採用の募集のPRにもなると、九十九里町はそういう人がいるということになれば、非常にいいと思うので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 九十九里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第20号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

○議長（中村義則君） 日程第4、議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 職員の給与に関する条例及び一般
職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て、議案第23号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いてを一括議題といたします。

議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号について、順次提案理由の説明を求め
ます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

文言でちょっと確認したいんだけど、3枚目の改正内容の（2）、議案第22号、一番
最後の説明の中で、2、改正内容、その下に（2）で特別職の期末手当の支給月数を引き上
げる改正第2条関係のア、一般職員の令和7年6月期及び12月期の期末勤勉手当支給月数を
均等とすると。均等ってどういう意味。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 特別職の職員の関係でよろしいでしょうか。均等にすると、期末
手当ですが、6月と12月に支給されておりますので、令和7年6月と12月に0.1引き上げた
ものを均等に振り分けるということでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第19号の採決をいたします。

議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の採決をいたします。

議案第20号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一
部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の採決をいたします。

議案第22号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の採決をいたします。

議案第23号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第5、議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時51分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時58分)

◎日程第6 議案第24号 九十九里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第6、議案第24号 九十九里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、鶴岡正美君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第24号 九十九里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第25号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する
条例の全部を改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第7、議案第25号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、古関保君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第25号 九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第26号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第8、議案第26号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第26号について提案理由の説明を求めます。

ガス課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第26号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第27号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第9、議案第27号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第27号について提案理由の説明を求めます。

ガス課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第27号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第28号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

議案第29号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

議案第30号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

議案第31号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

議案第32号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

議案第33号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

議案第34号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

議案第35号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

○議 長（中村義則君） 日程第10、議案第28号から議案第35号までの農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、8議案を一括議題といたします。

議案第28号から議案第35号について提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 議案第28号から議案第35号までの農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現在の農業委員会委員9名が令和7年4月11日をもって任期満了となることから、新たに農業委員会委員9名のうち8名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第28号は中西英明氏、議案第29号は櫻井弘氏、議案第30号は南部賢氏、議案第31号は高柳久男氏、議案第32号は花澤康宏氏、議案第33号は川島章氏、議案第34号は古川智久氏、議案第35号は村井千穂氏。

今回選考している8名は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に遂行することができると認められることから、農業委員会の委員として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、令和7年4月12日から令和10年4月11日までの3年間でございます。

また、8名の経歴等につきましては、各議案に資料として添付してございますので、御参照ください。

以上8議案につきまして、御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（中村義則君） これより議案第28号から議案第35号までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第28号の採決をいたします。

議案第28号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第29号の採決をいたします。

議案第29号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第30号の採決をいたします。

議案第30号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第31号の採決をいたします。

議案第31号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第32号の採決をいたします。

議案第32号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第33号の採決をいたします。

議案第33号の農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第34号の採決をいたします。

議案第34号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第35号の採決をいたします。

議案第35号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第36号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

○議 長（中村義則君） 日程第11、議案第36号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を
求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、原田教光君の退場を求めます。

（6番 原田教光君 退場）

○議 長（中村義則君） 議案第36号について提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 議案第36号の農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について、提案理由を申し上げます。

本案は、前議案の提案理由と同様であり、新たに農業委員会委員9名のうち1名として、
原田教光氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、御審議の上、御同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第36号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり
同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

原田教光君の入場を許します。

(6番 原田教光君 入場)

◎日程第12 発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第12、発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議第1号について提案理由の説明を求めます。

9番、古川徹君。

(9番 古川 徹君 登壇)

○9番(古川 徹君) 9番、古川です。

発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定
について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項
の規定により提出します。

令和7年2月26日提出、九十九里町議会議長、中村義則様。

提出者、九十九里町議会議員、古川徹。

賛成者、九十九里町議会議員、原田教光、同じく高橋功、同じく細田一男、同じく善塔道
代、同じく内山菊敏。

それでは、発議第1号の提案理由を説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素
化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による、
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、項
ずれ及び文言等の整備等で所要の改正をするものでございます。

議員の各位、皆様方におかれましては、本提案に御理解いただき、御賛同いただけますよ
う、よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月3日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時36分

令和7年第1回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月3日（月曜日）

令和7年第1回九十九里町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和7年3月3日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算
議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算

日程第 2 休会の件

出席議員 (14名)

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏝 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 浅 岡 厚 君 副 町 長 藤 原 慎 君

教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君
農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり 課 長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガ ス 課 長	山 口 義 則 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	鐘 田 貴 賜 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

- 議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（中村義則君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

- ◎日程第1 議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算
議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算

- 議 長（中村義則君） 日程第1、議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算、議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題とし、本日は予算説明といたします。

議案第1号から議案第8号について、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

- 議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時50分です。

（午前10時33分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） ガス課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 各会計予算の説明が終了いたしました。

各会計予算の審議は後日の本会議で行います。

◎日程第2 休会の件

○議 長（中村義則君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

3月4日から3月11日まで、各常任委員会の開催及び議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月11日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月12日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時51分

令和7年第1回九十九里町議会定例会会議録（第4号）

令和7年3月12日（水曜日）

令和7年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年3月12日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 令和7年度九十九里町一般会計予算
議案第 2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第 3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第 6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第 7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
議案第 8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 小野谷 元 伸 君 | 2番 | 阿 井 賢 一 君 |
| 3番 | 松 井 由美子 君 | 4番 | 西 村 み ほ 君 |
| 5番 | 小 川 浩 安 君 | 6番 | 原 田 教 光 君 |
| 7番 | 鏑 田 貴 俊 君 | 8番 | 中 村 義 則 君 |
| 9番 | 古 川 徹 君 | 10番 | 内 山 菊 敏 君 |
| 11番 | 善 塔 道 代 君 | 12番 | 細 田 一 男 君 |
| 13番 | 高 橋 功 君 | 14番 | 谷 川 優 子 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|-------|---------|---------|-----------|
| 町 長 | 浅 岡 厚 君 | 副 町 長 | 藤 原 慎 君 |
| 教 育 長 | 鈴 木 弘 君 | 総 務 課 長 | 篠 崎 英 行 君 |

企画政策課長	羽斗伸一君	財政課長	鈴木桂君
税務課長	川島常嗣君	住民課長	古川紀行君
健康福祉課長	鶴岡正美君	社会福祉課長	鶴澤康子君
農林水産課長	作田延保君	商工観光課長	古関保君
まちづくり 課長	麻生雅弘君	会計管理者	小森克彦君
ガス課長	山口義則君	教育委員会 教務局長	鏝田貴賜君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	鈴木克奈君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算

議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算

○議 長（中村義則君） 日程第1、議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算、議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題といたします。

各会計とも既に内容の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計予算について質疑を行います。次に、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

1点だけお聞きしたいと思います。

一般会計予算書の14ページ、町税、款1町税についてお伺いいたします。

滞納繰越分579万3,000円ということが出ていますけれども、大分差押えの状況も、先だってお話をされていたようですけれども、この滞納されている住民の所得階層というのが分かっていたらお答えいただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

手持ち資料が町民税だけではなく、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、4税の取りまとめとなっておりますので、そこで説明させていただきます。

令和5年度決算で申し上げますと、4税全体で所得なしが10.59%と最も滞納者の多い所得階層となっております。また、参考までに所得なしから300万未満の所得階層が全体の33.43%となり、滞納者のほとんどがこの所得階層となっております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

大分タイヤロックの器具を用意されたりということなんですけれども、今お話を聞いたら大体所得なしで、せいぜいあっても300万までが全体の3割を占めているという説明だったと思います。私は滞納していいという、税金を払わなくていいというふうには思っていないんです。ただ、税金の基本というのは累進課税というのが基本だと私は思っているので、やっぱりそういう今お答えいただいたように所得階層の低い人、払いたくても払えないという人たちが滞納されている部分もあると思うんですね。

年金も減らされているし、物価高騰の中で、やっぱりこの対応を誤ると住民の命にも関わるといえるような事件も、実際他の自治体でも起きています。差押えをしちゃって食べることができなくて亡くなったという、実際そういう事件も起きていますので、九十九里ではぜひそういう例を出さないようにということで、これは要望なんですけれども、例えば生活保護の活用だとか、そういった実態に応じた対応をしていただきたいと思うんですけれども、そういった対応はされているのかどうなのか。

例えば横の連絡をきちっとして、この家はとても滞納を幾らしていても取れないと、執行停止にすると。それにつけて、じゃ生活はどうするのか、生活保護の保護課のほうの連絡をとというような、そういう対応はされているのかどうなのかお答えください。

○議長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

私どももそのような、本当に生活困窮されている方から無理に徴収とかというのは行っておりません。ただ、どうしても最初督促、催促といくんですが、連絡をくれてぜひ税務課のほうに来ていただければ、例えば生活保護とかというのに値するようなことであれば、社会福祉課さんのほうと連携を取って、そのように進めてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

今回、予算にも新事業が多く計上されていることで、本当にうれしく思っております。その中で金額の低いもの4点の内容を伺いたいと思います。

初めに、予算書44ページ、2款2項2目17節備品購入費、口座振替受付端末13万8,000円。この内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

65ページ、18節負担金補助及び交付金、がん患者ウィッグ購入費等助成金35万……すみません、ページ飛びました。

64ページに戻っていただいて、先に64ページ、2目7節報償費、一番下の記念品41万6,000円。これ健康ポイント事業と聞いておりますけれども、ありがとうございます。六、七年前から本当に全町民に健康ポイント事業を要望していて、やっとやっていただけるということで感謝いたします。

確認ですが、この記念品、1,000円分のクオカードとこの間言っていたような気がしますけれども、国保のほうではごみ袋とクオカード、記念品となっていますけれども、住民課と一体的に取り組むようなことですが、今までごみ袋も頂いて、出していたのになくなってしまうのかどうか、ここをちょっと確認したいと思いますのでよろしく願います。

そしてさっき、ごめんなさい、65ページ、18節負担金補助及び交付金、がん患者ウィッグ購入費等助成金35万円。この事業もありがとうございます。昨年6月定例会で質問して、今回予算計上していただいて感謝いたします。

この事業は県から半分補助が出ているので、町は17万5,000円ですよね。ウィッグの補助が3万円と伺っておりますけれども、ちょっと少ないのかなというふうに思っています。実際ウィッグは幾らか御存じでしょうか。それで3万と出しているのかどうか。10万円以上は

するんですよね、ウィッグって。簡単に購入できるものではないので、この17万5,000円しか出してないなら、もう少し最低でも5万円ぐらいに上げてもらうとか、町負担、もう少し出してもいいんじゃないかと思しますので、そこをちょっとどうなのかお聞きしたいと思います。

あと66ページ、同じく2目予防費、带状疱疹ワクチン予防接種利用者助成金200万円。これ带状疱疹ワクチン接種が来年度から定期接種になることですよ。生ワクチン、不活化ワクチンの助成金及び何人分を予定しているのかお聞かせください。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

本町の税金の納付方法のうち、口座振替率は千葉県内の町村平均と比較すると8%低い状況にあります。この低い理由としましては、主要な金融機関が町外にあり、口座振替を行うためには町外の金融機関窓口まで出向き、申請書と通帳届出印により登録しなければならないことが大きな要因と分析しています。

このことから口座振替を利用しやすい環境をつくることを目的に、役場窓口専用端末を設置し、キャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力することで金融機関に口座振替の登録を行うサービスとなります。

参考までに、このサービスを利用していただきたい対象者は、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税を、納付書を使用し窓口で納付している方、それぞれ合わせた合計およそ1万7,000名を対象としております。

以上です。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、健康福祉課で所管しております予算についてお答えをさせていただきます。

まず、64ページの記念品代、議員のほうでおっしゃっているように、健康ポイント事業というところの達成記念品ということでの41万6,000円となります。こちらの予算につきましては、さきに実施された常任委員会のほうでも御説明させていただきましたが、達成記念品ということで1,000円分のクオカードということで、400人分を予算として計上しております。

なお、初年度につきましては、既に住民課において実施しております国民健康保険加入者を対象とした健康ポイント事業、こちらのほうに合わせた形で取り組むこととしております。

が、対象商品につきましては今後連携のほうを図りながら制度の拡充を図っていきたいと考えております。

そして、65ページになります、がん患者ウィッグ購入費等助成金35万円、こちらのほうの額でございますが、算定人数の根拠といたしましては近隣自治体の実績状況等を参考とさせていただき、助成額について社会参画の支援を行ってまいりたいということで、山武郡内の導入状況、また県の2分の1補助というものを活用させていただき、設定をさせていただいたところでございます。

続きまして、66ページの带状疱疹ワクチン予防接種利用者助成金200万円、こちらにつきましては対象者が1,280人のうち15%という見込みを立て、191人分の予算の計上となっております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

すみません、再質は一問一答でいいですか。

○議 長（中村義則君） はい。

○11番（善塔道代君） お願いいたします。

初めに、44ページのほうの口座振替受付端末のことでお聞きします。

課長、ありがとうございます、内容いろいろと詳しく教えていただきまして。課長が言われたように、口座振替をやりたくても金融機関の窓口まで行かないといけないと、それがわざわざそこまで行かなきゃいけないということが多分多くの方が考えていて、なかなか口座振替にはならなかったのかなという思いもありました。今回、この役場窓口で登録できるサービスで口座振替の人が増えることを期待したいと思います。

それでは参考までに、どんな金融機関を予定しているのか教えてください。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

今現在予定しているのは、千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、J A山武郡市、ゆうちょ銀行の5金融機関を予定しております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

都市銀行は含まれていなかったようですけれども、どう考えていますでしょうか。

○議長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

まず、この5金融機関にした理由は、昨年行いました定額減税調整給付金対象者への振込を行った際、最も利用者が多かった上位5金融機関としています。都市銀行を含むその他の金融機関につきましては、今後要望等が出てきたら検討してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 分かりました。ありがとうございます。

若い人たちは、千葉市から東京のほうに仕事に行かれていれば都市銀行のほうを利用していると思いますので、そういうことも考えてちょっとお聞きしましたので、今後考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、64ページの記念品の件で、健康ポイント事業で1,000分のクオカードということで400人分ということですが、最初の住民課と一体してということも考えながらこれからやっていくということですが、この記念品にこだわって申し訳ないんですけども、来年度、7年度、住民課のほうではそのままクオカードと記念品、ごみ袋はそのまま変わらないのかなという思いでいいのかなと思いますけれども、ちょっとそこを再度確認させていただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 議員お見込みのとおりでございます。よろしくお願いします。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 分かりました。ありがとうございます。

健康増進のため、多くの町民が健康であるためにも、このポイント事業をきっかけに体を動かしたり、また、健康診断やがん検診を受診していただくことが、多くの人ができるようになったら本当にいいなと思っていますので、周知のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ロコミが結構すごくよくてというか、国保のときってロコミしたくても、国保の人って誰だか分からないというのが本当に住民さんの中でいて、いいことをしているのに、言うときと社保でした、後期高齢ですと言われて、もう言えないという人たちが結構私のほうに入

ってきていたんですよ。こんないいことをしているのに、やはり全町民何でできないんですかということもありますので、女性のロコミは大切です。ですので本当に町のほうの周知もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、65ページのがん患者ウィッグ購入費の補助の件ですけれども、近隣自治体の状況を見てということと合わせたことになったという答弁だったと思いますけれども、山武郡市は東金市がいち早くやっていると思うんですね。でも、別に近隣の状況を見なくても町独自で何でできないのかなと思うんですけれども、まず年間の何人ぐらいの方が必要としているか、町では把握しているのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

現在、町のほうで何人ぐらいの方が必要になっているかという把握はできておりません。以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 委員会のほうでちょっと伺った中では、ウィッグのほうは5人分、ウィッグ補助が5人分、そして補整の下着等で5人分かな、補整、ちょっと胸とか鼻とか、要するにやるのに2人分ということがありましたけれども、これまたどこかのデータを見てやったのかなと思いますけれども、対象人数を増やしても、ウィッグの補助金を上げて、町負担がそんなに大きくなるとは思わないんですよ。

何百万、何千万と出してほしいと私言っているわけじゃなくて、10万、20万ぐらいの金額だと思いますので、それで県からも半分頂けるといことですので、経済負担が軽減、ごめんなさい、そういうことですので、もう少しウィッグのほうでもあと2万上げてもらって5万とか、対象人数を増やすとか考えていただきたいと思いますので、もう一度そこをちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

先ほど山武郡内の導入状況等、また、県の2分の1の補助の活用した形ということで御答弁させていただいたんですが、こちらのほう山武郡内の状況ということで、当然私どもも金額設定少な過ぎる、高過ぎるといろいろあると思いますが、設定する際に参考とさせていただいた状況で申し上げますと、ウィッグと補整具の助成のみを行うという自治体が3か所、3自治体ですね。エピテーゼも助成対象としているのは本町を含む3自治体となります。ま

た、助成金額につきましては、ほとんどの自治体が本町と同額とのことでございます。

なお、県内に広めて見てみますと、県内では多いところで5万円というところは当然ウィッグについてはあるんですが、逆に少ないところ、3万円以下のところもございます。そういった中で、3万円というのは少なくないなというところの判断から、今回は3万円ということ、ウィッグについて3万円、補整具については2万円、エピテーゼについては5万円ということで予算のほうを計上させていただきました。

なお、人数につきましては、今後こちらのほう周知を図りながら、利用者等が増えてきましたら、また予算のほうが不足するようでしたら補正等で対応させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 先ほど言ったように、近隣と合わせなくても、九十九里町としてもうちちょっと上乗せできるようになれば、また九十九里町違うなというところあると思いますので、均等にいいところ、真ん中のちょうどいいところをやれば、そんなに変わりはないなという思いじゃなくて、金額張るものではないので、もう少し上乗せしてあげるって、人数もそんな多いわけじゃないと思いますので、もう少し上乗せしてあげるという気持ちが私は欲しいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に带状疱疹ワクチンの関係ですけれども、人数が1,280人の15%見込みで191人分ということですよ。生ワクチン、不活化ワクチンの助成、生ワクチンが幾ら助成してくれるのか、不活化ワクチンが幾ら助成なのか、そこをちょっと聞きたいなと思ったので、ちょっとそこを再度教えてください。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

対象人数につきましては、1,280人が対象の15%見込みで191人ということですので、よろしくお願いいたします。

また、助成額、こちらにつきましては、生ワクチンのほうは2,500円、不活化ワクチンは1回6,500円の2回分ということで予算計上のほうをさせていただいております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

昨年の11月時点で、ごめんなさい、助成制度を実施しているのが28自治体いるんですよ。私が何度も質問していた中で、今回定期接種ということは分かるんですけども、町独自の助成制度のことも考えていただきたいなと思っています。

長生郡市、夷隅郡市の近隣のほうはほとんどの自治体の実施していて、山武郡市では横芝光町と芝山町が任意でもやってくれているじゃないですか。そうすると、本当にこの前も言ったように、町村の中では九十九里町だけがやっていないんですよ。この山武郡、長生郡市、夷隅郡市、横のつながりで私が調べた中では。そういうこともありますので、またちょっと結構遅れているなというところがあります。

そしてまたこの長生郡市や夷隅郡市、また横芝もお聞きしましたけれども、定期接種になっているところはこの補助事業は変わらず続けていくと聞いておりますので、本町でもこの対象者じゃない、定期接種の対象者じゃない人たちというか、町民に対しての補助をどう考えているのか聞きたいと思います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

予防接種法に基づく対象年齢以外の方への接種ということになるかと思いますが、こちらのほうは御存じのとおり定期接種に含まれない任意接種となるため、対象者の拡充につきましては高齢者のインフルエンザ、また肺炎球菌、新型コロナウイルスワクチン接種との均衡などを踏まえまして、今のところは考えておりません。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 定期接種になるからいいと思わないでいただきたいと思います。ある医療機関でちょっとお話を聞いたときに、ぜひ進めていただきたいということを言われました。他の自治体に後れを取らないで、町民のことを考えて補助事業を開始していただければと思いますので、強く要求して終わります。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

2点ほどお聞きしたいと思います。

令和7年度の当初予算の概要書、この中で54ページ、補助金の一覧表というのがあるんで

すけれども、その中でちょっと目についたのは、番号で15番、社会福祉、健康福祉の中の社会福祉協議会補助金、昨年度は2,100万、本年度は1,900万、約200万の減額があるんだけど、この減額の要因、内容、根拠について。

もう1点、27番目の商工観光課、商工会補助金、昨年度は400万、本年度390万、この10万円の減額の要因、内容、根拠について。

2点お願いします。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

私のほうからは、社会福祉協議会補助金について御説明させていただきます。

前回の、先日の常任委員会でも御説明のほうさせていただいたところですが、社会福祉協議会で行っている新型コロナウイルス感染症の影響による社会福祉資金貸付事業、この事業に関しまして、ただいま貸付金の回収作業を行っているところです。その回収作業に携わる職員1名分の補助金が県の社会福祉協議会から町の社会福祉協議会へ直接交付されるというところでありますので、その分を減額、町からの補助金については減額させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関保君） お答えさせていただきます。

町商工会の補助金につきましては、補助金の精査をしたところ、補助金の対象としている事業、地域総合振興事業中の観光振興費、こちらが年々参加する事業が減少しているというところで、補助金のほうを少し減額しています。

また、青年部対策事業というところも補助金のほうを対象としていますが、ここ最近青年部のほうが全国大会に参加していないということから、商工会と協議した上、10万円の減額ということで調整はしております。

以上です。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

一問一答でよろしいですか。

○議長（中村義則君） はい。

○12番（細田一男君） 先ほど社会福祉のほうから御答弁いただいたんですけども、要は県

から来るお金が入ったから町としては減額したと、そのような理解でいいのかな。

先日の常任委員会でも説明を受けたんだけど、何か社会福祉協議会に社会福祉課から、町から1,900万の補助金が一括して協議会に入り、協議会がその予算の中で運営していると、そういう説明を受けたんだけど、それで今お聞きしたんですけれども、要は県からの補助金が入るから町としての補助が減額になったと。それで200万が減額になったと、理解ができました。

もう1点の商工観光、商工会補助金。青年部か何かが全国に行く事業を参加しないから、その事業に充てる予算が要らなくなったので減額したと。要はそれ、青年部がその全国大会に行く事業というのは単年度なのか、今までずっとあったのか。そういうのを商工会と協議されたと思うんだけど、行かなければ減額する、行くんだったらまた増額すると、そういう理解でいいのかな。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） 先ほど言いましたが、観光振興事業のほうは事業減っているというのがまず1点。そこがコロナ禍から事業が減っているということで、その削減。それと、先ほど言った青年部のほうの全国大会が令和5年度、6年度という形で参加していないということで、その補助金についても減額ということで調整はしております。

ただ今後、そういう事業がまた復活した際については、商工会のほうと協議しながらその辺については補助金のほうの増額、そういうものも視野に入れながら検討していきますのでよろしくをお願いします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川です。

2点ほどお聞きします。

ページが66ページの中の4款衛生費、1項保健衛生費、3目東金九十九里地域医療センター費の中で、18節負担金補助及び交付金の下段になります看護師養成修学資金貸付金負担金1,925万4,000円について、これは20人分の負担をしていると思うんですけれども、これ26年度ぐらいから始まっていると思うんですけれども、この間の第3四半期の病院側の説明の中で、看護師の少し抑制を図って、少し赤字改善を図ってきたようなお話もあったんですね。

これは課長もよく話聞いているわけですから、町長も知っていると思うんですけれども、その中でこの20名分というものをずっとこれからも永遠に続けていかなきゃいけないのか、

予算として組んでいかなきゃいけないのか。何か270人体制ぐらいで抑えて、何とか赤字改善に取り組むような努力をしていきたいというようなお話もあったと思う。これも課長も聞いていると思うんですけども、10億円プロジェクトですか、そのような形で取り組んでいきたいと、赤字の改善に向けて。

そのようなこともあるわけですから、東金市も含めて九十九里町がこの負担金を払っていく金額がかなりやっぱり負担がかかっていると思うんで、厳しい財政状況の中でやっている中で、やっぱりこの人数分を毎年毎年負担していかなきゃいけないのかというところもありますから、その辺は担当課としてこの先どのような検討されているのか。

今年度はもうこの予算を組んだわけですけども、これは別に反対するものじゃないんですが、今後を含めて同じような予算組みをどうしてもしていかなきゃいけないものかどうか、教えていただきたいと思います。

それとページが変わりまして、89ページ、これは9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の中で、18節負担金補助及び交付金の中で英語検定料補助金36万円についてお聞きします。

これ英語検定を補助金つけていくということは、素晴らしいことだと思うんですけども、何かこの間の説明の中で、何か3割程度がそういうような検定を受けていく見込みがあるような今流れだというような話を、調査したのが、確認済みだというような形で、今回はその中で7割分ぐらいを見込んだ予算をしたというような説明があったと思います。

1年間で1人当たり1回の補助だというような話だったと思いますけれども、1回2,000円の補助という話だったかな、たしか。そのような形だと思うんですけども、英検を受けるに当たって、やっぱりいろいろな策があるわけじゃないですか、受け方が。例えば団体申込みなんかすれば費用も抑えられる。そのようなメリットもあるわけですよ。

だから、どっちにしても7割分を見込んでいるから予算には問題はないんでしょうけれども、英検だけではなく、やはり漢検というものがあまして、漢字検定、こういったものもすごく重要なことだと思うので、もし7割分の予算を盛った中で、また来年度に向けて予算が余るようであれば、漢検のほうも少し考えてもらえればいいのかなどは思うんですよ。

やっぱり英検は確かに受けるのに金額も高いですよ、漢検と比べると。1級なんか、準1級なんかだと1万ちょっとぐらいかかるのかな。2級だと9,700円、3級だと7,800円ぐらいかかって、漢検は1級でも6,000円とか5,500円とかになってくると思うんですけども、そのようなことが考えられないものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） 私からは、ページでいいますと66ページの東金九十九里地域医療センター費、こちらの看護師養成修学資金貸付負担金の貸付人数の今後についてということでお答えさせていただきます。

まず、最初に貸付金につきましては、東千葉メディカルセンターの看護師を確保することを目的とし、1学年当たり20名を定員とし、年額120万円、入学支度金として50万円の貸付けをしておるものでございます。

東千葉メディカルセンターにおいては、直近では300人を超える看護師を確保できておりますが、看護師は比較的離職等も高く、一定数の確保が予測しづらい状況にあると伺っております。貸付人数につきましては、看護師の一定数の確保が常態化した場合や今後の離職の状況などの動向を踏まえ、東金市と共に注視しながら検討してまいりたいと考えております。

また現在、東メディカルセンターにおいて、看護師の定数を含めた適正な配置について、コンサルを入れて改善を図っていると伺っておりますので、その結果についても注視していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏑田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏑田貴賜君） それではお答えさせていただきます。

英語検定に対する補助でございますが、現在、年間学期ごとに1回、合計3回、九十九里中学校を準会場に指定し、受験できるようにしております。

なお、この準会場に指定することによりまして、例えば3級を受験する場合、本会場では6,900円でございますが、準会場、九十九里中学校を指定した場合には5,000円で受験をできるというようなことで対応しておるところでございます。

中学生では、中学校卒業程度の実力の目安となります3級でございますが、受験する級にかかわらず一律2,000円を年1回補助し、中学生の期間で最大3回の補助が受けられるものでございます。

今回、補助対象を英語検定とした理由につきましては、小・中学校へALTを配置し英語教育に取り組んでいること、また本町ではこども園から英語教室を実施していることなども踏まえ、英語教育を本町の特色ある教育の一つと捉えているためでございます。検定には漢字検定や数学検定など様々あることは承知しておるところでございますが、学力の指標の一つとして検定を受検することは、基本的には個人の裁量で行うものと考えておるところでござ

ざいます。

今回の補助金は、町として特色ある教育の成果を図るものとして英語検定にしたところがございます。英語検定の補助の増額、または漢字検定等補助金の拡大につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

病院のほうですね、病院側と打合せというか話合いをしていく中で、できる限りこの負担金というものが少しでも減らせるように努力をしていただきたいと思います。それじゃなくてもやっぱりこの病院に関わる問題は負担金が多過ぎますので、やはりかなり圧迫されていますので、その辺はしっかり努めていただきたいと思います。

また、病院についてはやっぱり、これも全員協議会の場でも言いたいと思いますけれども、やはり体制そのもののつくり方というものも少し見直していってもらったほうがいいんじゃないかなとかありますので、今回予算の議会なのでそこは控えますけれども、また全員協議会の場で申し上げたいと思います。

あと、英検のほう分かりました。準会場で中学校でやるということで、比較的費用を抑えた中で取り組んでいただけるということでございます。検定数、3級、2級、1級とあるわけですがけれども、かなりこういった検定を受けておくと、取得するとメリットもかなり大きくなる。

特色のある取組をしていきたいということで英検に絞ったと。漢検、数検あるけれども、特色のある取組としてということで、これは他の自治体でも英検の検定の補助は行っているところもあって、全額補助をやっているところもあるわけでございますので、特色のあると言うんだったらほかの自治体でやっていないような取組もまた必要だと思いますので、そこはしっかりと次年度、予算組むに当たってもしっかり組んでいただけたら、考えてもらえたらうれしいなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

一時借入金のことですとちょっとお尋ねしたいと思います。最高限度額3億円、これはもう結

構長いこと3億円で来ていると思うんですけども、3億円になったのはいつ頃なのか。それとこの借入れの実績、これがあれば、いつ頃何があったということをお聞かせ願いたいと思います。借入金については当初予定していなかった突然の出費ということだと思いますけれども、予備費で賄い切れないような金額ということだと思いますけれども、よろしく。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

一時借入金の過去にあったかどうかという御質問かと思いますが、私が承知している限り、その事実はございません。

この一時借入金は年度内の歳入歳出の原則を超えたもので、地方債とはちょっとまた形が違いまして、地方債の場合は借り入れて、その後十何年をかけて返済するというものですが、一時借入金については年度内にその借入金を一旦借り入れて、その年度内に返すというものでございますので、そういうものでございますが、過去にこれを借り入れた実績はございません。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

今、財政課長の答弁がありましたけれども、3億円、そんなに借りることはないと思いますが、年度内に返さなければいけない。これは相当厳しいわけですよ。そういう点からいけば3億円の最高限度額というのは、ちょっともう少し下げてもいいんじゃないかなという気もしますけれども、分かりました。

終わります。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は10時半です。

（午前10時17分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議 長（中村義則君） 一般会計予算に続きまして、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

後期高齢特別会計、7ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金についてお伺いいたします。

この予算書を見ると、今回、款2納付金が172万3,000円と増額になっていますけれども、これの内容をお願いいたします。

それと、ガス事業に関して今回値上げ、基本料金や何かが値上げされるということで、ガス料金に関してもお伺いしたいと思います。

後期高齢は、今言いましたように172万3,000円が増加になっています。これは人数の増加なのか、後期高齢の保険料が改正されて増額になったこともあるので、その影響についてお伺いしたいと思います。

それからガス料金の値上げに関しての説明を全般受けました。でも、細かくいろいろここで言ってもあれなんですけれども、ただ使用料、基本的料金も改定料金56%上がったりといろいろされているようなんですけれども、今、年金も下がっていて、みんな高齢者の独り暮らしの負担がかなりあると思うんですけれども、それに関して、この料金改定に関して、独り暮らしの高齢者に対しての、何か例えば住民税非課税者に対して、あるいは独居老人に対しての特別なそういったあれは考えているのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） それではお答えさせていただきます。

まず、後期高齢者医療のほうでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらは千葉県後期高齢者医療広域連合が行います後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合に対しまして被保険者から徴収しました保険料等徴収金及び保険料軽減に係る一般会計からの法定繰入金を納付するものでございます。

納付金172万3,000円増加の理由につきましては、令和6年度と7年度は保険料率は変わら

ないため、被保険者数の増加を見込んだことが増額の主な原因と考えております。また、後期高齢者広域連合より示されました令和7年度の保険基盤安定繰入金額、こちらの減も影響しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） ガス課長、山口義則君。

○ガス課長（山口義則君） それではガス課のほうから御回答させていただきます。

ガス事業につきましては公営企業として経営しておりまして、独立採算制での経営が求められております。もともと公営企業という立場から、これまでも企業規模が小さいにもかかわらず、都市ガスを選択していただいた需要家の皆様に、民間都市ガス事業と比較しても低廉な価格で都市ガスを提供し、公共の福祉の増進に貢献してきたところでございます。

今回の料金改定の際にも、ガス事業運営委員の皆様から需要家の立場として御意見をいただき、料金帯の負担について十分な協議の上、料金の設定を行わせていただき、先般了承いただいたところでございます。仮に軽減を行った場合ですが、その分不足する財源につきましては、今後他の需要家に負担していただくこととなります。

ガス料金はガスを販売した対価として受領するものでございますので、ガス課として軽減措置の導入を行う予定はなく、また、家庭や事業などで使用するエネルギーの使用の選択権は住民の皆様にありますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 後期高齢は人数の増ということで上がったと。でも1人当たりの納付金は全然変わらないという解釈でいいんですか。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 1人当たりの納付金という形、1人当たりで算出して計算しておりませんので、まず、この内訳としては、被保険者から徴収した保険料、それと保険料軽減に係る一般会計からの法定繰入金、この両方を足した額を納付金として納めておりますので、1人ずつという考えではございませんので御理解のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 保険料率が変わったかどうかというのはお分かりにならない。一人一人の保険料率。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 後期高齢者医療の保険料率につきましては2年ごとに改定されますので、今回6年度と7年度については変わりはありません。8年度からまた2年間変わるということになっておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 確かにガス料金に関しては、ずっと上がっていなかったというような前もお話はいただいたんですけども、実際今、公益的なガス、水道、公益的な役割はあると思うんですね。個人のところが上げないと、もっと会社や何かほかで使っている部分が上がるとかというような説明だったと思いますけれども、私が今言っているのは、その同じパイの中でということではなくて、少なくとも独居老人だとか、あるいは今年金の少ない暮らしをしている人に対しての、上げないような町としてそういった手だて、それは町としてそういった住民に対しての特別な料金を設定するとか、その分は町として持ち出すと。

私はそういった状況、そういったことを、要するに住民を、公益性があるということで住民をどうやって守るのかという、特に所得の少ない人ね。今大変な状況の中で、物価の中でやっているんで、そういった方法も、政策も必要じゃないかと希望なんですけれども、そういった話をしているんですけども。

このまま8月から値上げということになっているんですけども、少なくとも住民税非課税だとか、あとそういった人たちに対しての特別な措置というのは考えているんですかということでも聞いたわけなんです。分からなくはないと思うんですけども。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

(午前10時39分)

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議 長（中村義則君） ガス課長、山口義則君。

○ガス課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

先ほども説明させていただきましたが、ガス事業については独立採算制という形になっておりますので、基本的に軽減措置を考えておりません。

また、町ガス事業のみの負担軽減ということにつきましては、電気やプロパンガスなどほ

かのエネルギーを利用している住民の方々に対して不平等感も与えるところでございます。
このことから、ガス事業単体としての考え方はできないものと考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） できないということではないと思うんですよね。やはりそういったのは町として、きちっと住民を守る立場に立った条例の、そういったのをつくるとかということが絶対できないわけではないと思う。確かに企業会計とか会計や何かは分かりますけれどもね。

だから、とにかくそういう今住民が本当に大変なんですよ。水道料金は今度2割上がるって今問題になっているし、そういうときにガス料金、特に独居老人ね、基本料金しか使わないという家庭では大変だと思うんです。

だからそういったことも考えて対応していかなきゃいけないと思うんです。ですから私も町として何かできることはないんですかと。そういった要望を含めてこの質問をしているんです。このままそうですかってやるんだったら議会の意味がないでしょう。やっぱり住民の立場に立って私たちは議員になっているわけだから、少しでも住民の負担軽減のために言うのは当たり前のことでしょう。

○議長（中村義則君） それ答え、何かもらえますか。

○14番（谷川優子君） 答え、いいえ。だからできればそういったことを考慮して行政を進めてほしいと、そういうことです。

○議長（中村義則君） 谷川議員よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川です。

2点ほどお聞きします。

介護保険です。ページ数が15ページ、3款地域支援事業費、1項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業の中で12節委託料、これは16ページになります。通所型介護予防事業委託料の450万6,000円でございます。これについてちょっとお聞きしますね。

何かこの450万6,000円の中で、何か音楽を利用した予防をしていくと、新たに。この間、時間がなくて聞けなかったんだけど、44万円ぐらいの費用をかけて、音楽を利用して、音楽教室でしたっけね、を利用した予防対策をやっていくということでございますけれども、

この44万円がどのような形で、内訳というか、どのような取組をされるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

あともう1点、これは17ページになりますけれども、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費の中の12節委託料、一番下段になります。生活支援体制整備業務委託料166万2,000円。

これは町外の外出支援だとか、あと100縁サービスだとか、そのようなお話があったと思うんですけども、登録者が24名というような話をされていたと思います。そのうちの何か100縁サービスなんかというのは協力者が17名ぐらいがいるというような話をされておりましたけれども、この金額とその内訳、どのような形でこの金額がかかるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それではお答えさせていただきます。

まず、1点目の16ページ、介護保険特別会計予算、16ページの12節委託料の通所型介護予防事業委託料450万6,000円のうち44万円ということで、こちらのほうにつきましては、現在、通所型介護予防事業といたしましては効果的かつ効率的な通所型の介護予防事業として、運動、栄養、口腔等に関わる講座や実技を実施するはつらつシルバークラブというものを実施しております。

その経費に加えまして、令和7年度からは新規参加者の掘り起こしを図りたいということがありまして、図るために音楽を取り入れた介護予防事業を実施するための予算として44万円を増額して計上してございます。

事業内容といたしましては、音楽健康指導士を講師として派遣いただき、音楽、体操、映像などの介護予防コンテンツなどを配信する専門機器を使用することで、継続した機能訓練、介護予防を楽しみながらできる内容となっており、高齢者の社会参加を促すため介護予防教室の拡充を図るものでございます。

なお、予算の積算につきましては、音楽健康指導士2名の派遣及び事業実施前後でのアセスメント、バイタルチェック、効果測定及び評価書等の資料作成を含めた教室開催の事業委託料とし、年10回程度の実施を予定したものとなっております。

次に、17ページの同じく12節委託料、生活支援体制整備業務委託料につきましては、体制整備事業は支え合う地域づくりを目的として、地域の様々な社会資源を活用し、高齢者の身

近な生活を支援する環境づくりを推進するもので、令和元年度から九十九里町社会福祉協議会に委託をし、取組を推進する生活支援コーディネーターを配置と支え合いの地域づくりについて話し合う協議会を設置しております。

主な取組内容につきましては、議員のほうからありましたが、令和6年度から開始をいたしました有償ボランティアによる生活支援たすけあい100縁サービス事業やちどりの里で毎週実施している通いの場への送迎支援、また、社会福祉協議会で独自事業として実施しております移動支援を拡充した町外への買物支援などとなります。

なお、委託料の内訳といたしましては、国の実施要綱で配置が必須とされている生活支援コーディネーターの person 費、こちらと町外への買物支援などに御協力をいただいております町内介護事業所の車両に係る燃料費など、事業運営に必要な経費となっております。

以上です。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

まず、通所型のほうからですね。音楽を利用したということで、音楽ってどういうものなのかなと、そういった詳細な説明がなかったものでちょっとお聞きしましたけれども、運動等は今までやっていたけれども、音楽を利用した講師等2名をお願いをして、その経費が含まれていると、この44万円の中に、そういうことでよろしいですかね。分かりました。

あと、その下で生活支援のほうですけれども、町外外出支援に係るその燃料代と、あとコーディネーターの費用がかかってくる。その分の166万2,000円だということでございますよね。登録者からして結構な金額がかかっているなど思っておったんですけれども、町外に広げた分、その分やはり金額もかかっているということでもよろしいでしょうか。再度質問いたします。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

こちらの予算につきましては、主なものとしましては生活支援コーディネーターの person 費、こちらが主なものとなっております、町外への買物支援に係る燃料費、こちらにつきましては町外への車両への燃料費ということになりますので、例年とそんなに変わらないということになっております。

なお、100縁サービス事業につきましては、登録者がサービスを受けた場合に協力者に対して100円のチケットを払うというような仕組みになっておりますので、こちらの主な予算

の内訳といたしましては、生活支援コーディネーターの人件費となることとなります。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計予算及び事業会計予算の質疑を終わります。

これより一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 令和7年度九十九里町予算について反対討論を行います。

議案第3号、国民健康保険特別会計予算、議案第4号、後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号、介護保険特別会計予算、議案第8号、ガス事業特別会計予算について反対討論を行います。

議案第3号、国民健康保険特別会計予算。

今、物価高騰の中で、国民健康保険税の重い負担が住民を苦しめています。私たちの調査でも、国保を運営する全国1,736自治体のうち626自治体が国保税の値上げをしたことが分かりました。年収400万円、4人家族のモデル世帯の場合、この時点で未集計だった自治体もあり、その後も値上げ自治体は増え、最終的には650前後になる可能性があります。最近では最も多かった2018年度の559自治体を大きく上回っています。

2018年に国保の都道府県化がされました。市町村がそれまで単独で運営してきた国保財政を都道府県と市町村との共同運営に変え、都道府県が値上げの旗振りをしていく仕組みになっています。それまで国保税の、あるいは国保料の負担抑制のため、多くの市町村が独自に一般会計から国保財政への繰入れなどの財政措置をしてきましたが、国は都道府県を通じてこうした独自措置を打ち切るように圧力をかけて、これが原因で大規模な値上げをもたらしています。

そして、子供の均等割の減免については、国保税の値上げは自営業や年金生活者、あるいは非正規労働者など、国保に加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子供支援に逆行しています。国保加入者2,400万人の約8%は18歳以下の子供で、子育て世帯に重い保険料負担がのしかかっています。

被雇用者の健康保険では、子供などの扶養家族が何人いても保険料は変わりません。ところが国保の場合は家族の人数に応じてかかる均等割があるため、子供が多いと国保税が自然と高くなります。高過ぎる国保料の引下げのために、国庫負担の増額で均等割を廃止すべきだと私たちは要望しています。特に子供の均等割の廃止は急務です。生まれたばかりで収入も何もない子供に均等割の税金をかけることは大変おかしな話ではないでしょうか。既に全国的にも条例で18歳以下、高校生卒業年齢までの均等割の減免措置を決めた自治体も今増えています。

議案第4号、後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論を行います。

厚生労働省は、75歳以上の高齢者が支払う医療保険料について、2024年の1人当たりの平均額は前年度比で月507円増の7,082円となり、年間で6,000円を越す負担増となる見込みだと発表がありました。現役世代の保険料負担の抑制や出産育児一時金への新たな拠出を、そうしたことを口実としたもので、世代間対立をあおる負担増を正当化しています。

75歳以上が入る後期高齢者医療制度は保険料を2年ごとに見直しをします。22年、23年度は1人当たり月平均6,575円でした。08年度の制度創設以来、国庫負担割合を減らす一方で保険料の引上げを繰り返しています。後期高齢者の保険料の負担増は、制度加入者の3割近くを占める年収218万円超の人たちが対象です。25年度から加入者の1割を越す年収153万円から211万円の人も引き上げるとされています。そのため、25年度の1人当たり平均保険料は月7,192円となる見込みです。24年度の引上げ分を含めると、年7,400円増となります。

物価高騰や年金支給の実質引下げで高齢者の生活が苦しい中、老後の暮らしを支える現役世代も含め家計が圧迫されるのは必至です。高齢者を差別する後期高齢者医療制度は廃止をして、老後も安心して暮らせる医療制度が今求められています。

議案第5号、介護保険制度特別会計予算について反対討論をいたします。

今、物価高騰が高齢者の年金生活を直撃し、暮らしていけないという悲鳴が上がっています。また、物価上昇を下回る年金改定で実質減額を続け、第2次安倍政権以降の12年間に公的年金は実質で7.8%も削減されました。目減りした年金額は30兆円を超えています。この夏、電気代の負担を苦にしてエアコンの使用を控え、熱中症になり亡くなる高齢者が相次ぎました。フードバンク、地域食堂などの食料支援に列をつくる高齢者も急増しています。

介護の現場では、提供体制の崩壊という介護制度の危機が進行しています。ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退、廃業、倒産が続出しています。特に2024年から訪問介護の基本報酬を削減したことで、地方では介護事業所が

1か所もない市町村すら出てきています。保険料、利用料を払っても人材、事業所がないため介護サービスが受けられない、こんな危機的な状態です。

75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担は原則1割、現役並み所得者3割とされてきましたが、単身で年収200万円以上の人などの窓口負担を2割に引き上げる改悪が強行され、大変深刻な受診抑制が起こっています。その上、政府は3割負担の対象をさらに広げる方針を打ち出しました。国保料の値上げが高齢者にも大きな負担となっています。年金も介護も医療も人間らしい暮らしを送るためのものであって、本来の機能を失っています。危機的な状況に落ち陥っている。

憲法では、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を送る権利があると明記しています。その保障を国の責務と定めています。高齢者になっても人権と尊厳が守られ、人間らしい暮らしが送れるようにするのは、これは政治の責任であり、また行政の責任でもあります。

議案第8号、ガス事業会計予算に関して反対討論といたします。

今、一番注目しなければいけないのは住民の暮らしと地域経済です。物価が高騰し、賃金や年金が物価に追いつかず、住民の暮らしは大変深刻です。昨年の食料品の値上げは3万2,395品目に上り、平均値上げ率は15%にも達しています。これでは生活が苦しくなるのも当然です。

このような住民の暮らしの中で、九十九里町ではガス料金の値上げを行います。しかし、これは住民にとって大変な負担になります。また、地域経済にも影響が出てくるのではないかと私は思っています。今、加えて原材料や燃料代など大幅な値上げがされております。住民の暮らしを守る政策を要望し、私は反対討論といたします。

○議長（中村義則君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 6番、原田です。

令和7年度予算、賛成討論を行います。

それでは、議案第1号から第8号までの九十九里町各会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

我が国の経済は現在、長きにわたるコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあり、政府は賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現するため、日本経済、地域経済の成長、物価高の克

服及び国民の安心・安全の確保を3つの柱とする総合経済対策を策定しました。

令和7年度については、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等に十分注意する必要があるとしつつも、総合経済対策の効果が下支えとなって賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、民間需要主導の経済成長になることが期待されています。

本町においては、賃金と物価の好循環によりデフレから脱却し、成長型経済への変化を期待されているところではあるものの、世界経済の減速等による景気の下振れリスクも懸念され、歳入の根幹となる町税や国税を原資とした交付金などの増加を見込むことは難しく、また、今後も社会保障関係費や公共施設の老朽化対策等に加え、長引く物価高騰の影響による物件費の増加が見込まれ、経常経費のさらなる削減を講じない限り経常事業の拡充や新規事業に取り組む財源を確保することが非常に困難な状況であります。

しかしながら、令和7年度はまちづくりの最上位計画に位置づけられている第5次総合計画前期基本計画及び人口減少の克服と地方創生に向けた第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が最終年となることから、引き続き計画に掲げる目標を着実に達成するためには、議会と行政、さらには町民が一丸となって行政運営に取り組まなければなりません。

このような状況の中、編成された議案第1号の令和7年度九十九里町一般会計予算は、予算総額68億3,500万円で前年度比6.7%、4億2,700万円の増額予算となっております。

歳入については、町税が14億2,970万7,000円で、前年度比399万3,000円の減額、特別交付税を含む地方交付税は21億2,500万円で、前年度と同額となっております。また、借金に当たる町債は5億7,640万円で、前年度と比較して5,200万円増額となっております。

歳出について、主な事業について見ますと、障害者の自立を支援するため更生医療給付費や訓練等給付費等、障害福祉サービスに関わる経費4億2,878万2,000円を計上した自立支援給付事業、そして歩行津波避難困難者の解消のため、豊海地区、作田地区における津波避難タワー建設に係る2億5,143万8,000円を計上した防災施設整備事業についてであります。

東日本大震災から昨日3月の11日にて14年であります。昨日、本日、当時の被害の状況が映像でオンエアされております。この避難計画、この津波避難タワー建設については人の命を守る重要な施設であります。地域住民の多くの人も注目しております。施設設計については一方的な考えにとらわれず、広く町民の意向に沿った施設設計であることを強く希望いたします。また、賛成の条件というふうにしたいと思っております。

次に、町立3小学校の統合に向けた建設工事、実施設計業務委託料等9,213万2,000円を計

上した学校施設建設事業、町民の日常生活に密着した橋梁の改修を計画的に進めるため、橋梁補修工事等に係る経費8,323万6,000円を計上した橋りょう補修事業、生活を通じた健康づくりを推進するため、がん検診等に係る経費4,251万2,000円を計上した健康づくり支援事業、住民の行政手続における利便性の向上を図るため、住民票の写し等のコンビニ交付サービスシステム構築に係る経費等3,252万2,000円を計上した戸籍住民基本台帳事務管理事業等が計画をされております。

これらは一般会計に計上された主な事業の一部でございますが、いずれも町民福祉の向上に資するものであり、また財源につきましても国県支出金や地方債を活用するなど、限られた財源の中で最大限の効果が上がるような予算となっております。

議案第2号、給食事業特別会計では、子供たちの心身の健やかな成長のため、安全・安心な学校給食の提供に努めるとしております。食の安全確保を徹底し、児童・生徒の健康の保持、増進を図る給食の提供をお願いいたします。

議案第3号、国民健康保険特別会計では、県が財政運営の責任主体となる広域化に対応した予算編成としております。町民が安心して医療を受けられるような医療の適正化や保険税収納対策の徹底に努めるようお願いいたします。

議案第4号、後期高齢者医療特別会計では、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるとともに、持続可能な制度として安定的に運営できるように最大限の努力をお願いいたします。

議案第5号、介護保険特別会計では、高齢者が住みなれた地域で健やかに安心して暮らせることができるよう、自立支援や介護予防、重度化防止の取組を充実させながら、適正な事業運営を図るようお願いいたします。

議案第6号、病院事業特別会計では、東千葉メディカルセンターが高度で安全な医療を提供しながら地域の中核病院としての使命を果たすとともに、健全な経営基盤の確立と業務運営の改善を着実に進めるよう強く望みます。

議案第7号、農業集落排水事業会計では、供用している3地区の施設の適正な維持管理と新規加入を促進し、事業の計画的な経営基盤の強化に取り組み、水環境の保全に努めるようお願いいたします。

議案第8号、ガス事業会計において、ガス事業の目的である安価で安定したガスの供給とガス施設の保全が図れるよう最善の努力をお願いいたします。

以上、議案第2号から第8号までの特別会計、企業会計においても、その目的に沿った予

算編成がなされております。

よって、議案第1号から8号までの新年度予算については、限りある財源を有効に活用し、「人、自然、風土を力に 未来に広がる海浜文化都市 九十九里」の実現に向かうとともに、町民が求めているサービスを提供するための創意工夫がされた予算であると評価し、賛成をいたします。

○議 長（中村義則君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和7年度九十九里町給食事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和7年度九十九里町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和7年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和7年度九十九里町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和7年度九十九里町病院事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和7年度九十九里町農業集落排水事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和7年度九十九里町ガス事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（中村義則君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第1回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時20分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 西 村 み ほ

署 名 人 細 田 一 男